

平成28年第5回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年6月6日(平成28年5月30日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年6月14日(火) 午前 9時30分
散会 午後 3時34分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	森岡 弘典
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
農業委員会長	田中 正規				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の要は別紙のとおりである。

平成28年第5回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成28年6月14日(火) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成28年第5回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成28年6月14日(火曜日)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番宮田議員、7番漆谷議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第5号、中村議員登壇をお願いします。

- 中村議員(中村昌史) 議長。

- 議長(辰田直久) 9番、中村議員。

- 中村議員(中村昌史) おはようございます。二日目1番バッター9番中村でございます。よろしくをお願いいたします。ええと、昨日の1番バッター11番議員の質問にお答えて、町長は10月町長選への立候補を表明されました。私も大いに歓迎をするところでございます。特にいつも言われております、ええ、周辺部の活性化、ええ、なかんずく昨年から地方創生における地区別戦略ということに取り組んでおりますので、これの実現に向けて、強いリーダーシップを期待したいと思います。よろしく申し上げます。ええと、質問の方に入ってまいります。ええ、最初に通告書がこうきちんと書けなくてまことに申し訳ありません。あのう、質問事項を3点書いておりますが、内容はすべて新しい公会計制度についてでございますので、大きく言うと1点のことになります。この1, 2, 3の順番に沿って質問をしていきたいと思います。またあのう、2番目のですね、ええと、かつこ書きで四つほど書いておりますが、かつこの2とかつこの4については、ええ、関連がありますので、ええと、まとめて質問をいたしたいというふうに思います。ええ、最初に公会計制度の導入について聞きたいと思います。この新公会計制度というものはですね、平成26年4月に総務省より示されました新たな統一基準による財務書類の作成方式のことです。ええ、今までもいわゆる財務4表をですね、あのう、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書ですか、財務4表といわれるものは、あのう、作成しておりましたが、その基準につきましては、ええ、総務省方式基準モデル、ええ、総務省方式改定モデル、また東京都方式など、ええ、様々な基準が混在をしておりました。で、本町では財務省方式改定モデルを採用して作成しておりますが、ええ、総務省はここに新たな基準を導入することによって、次の、おおむね次の3点について改善をしようと考えております。1点目は、発生主義複式簿記の導入によって、各自治体独自で

財務書類を作成しようとする事です。今まではあのう、総務省改定モデルでは総務省の決算統計データを用いて財務書類を作成をしておりました。ええと、これによりますと、財務書類ができ上がるのにかなり時間を要するということで、ええ、現在も本町では平成24年度分までしか4表がまだ作成されてないのではないかと思います。今後はですね、ええ、自治体独自で複式仕分けを基に財務書類を作成をしようということでありまして、これによって、ええ、財務書類の作成時期が早まるということが期待されます。ええ、2点目は固定資産台帳の整備を義務付けることです。ええ、総務省方式の基準モデルや東京都方式では固定資産台帳の整備ということが前提となっております。ええ、ですが、改定モデルでは必ずしも前提とはされておりました。ええ、これによって、ええ、行政コストの計算に減価償却という考え方が持ち込まれる、より正確な財務書類が期待ができます。ええ、またこの固定資産台帳を利用して公共施設のマネージメントへの活用も可能となります。ええ、3点目は新しい統一基準を導入することによって、ええ、他の地方公共団体との比較可能性を確保しようとするものであります。ええ、先ほど述べましたように、財務省、ざい、ああ、すみません、総務省方式基準モデル、総務省方式改定モデル、東京都方式、この東京都方式というのはできるだけ正確に資産を把握し、ええ、いわゆる企業会計に近づけて処理をしようという考え方です。で、東京都独自に財務基準を設けて、ええ、システムも構築して財務処理を作成しておる。で、この考え方にのっとって、ええ、他の公共団体でも同じような考え方でそれぞれ独自の財務基準を設けて作っておられるところがあるようでございます。こういった、まあ、様々な方式が混在すると単純な比較検討ということができないということになります。そこで、まあ、こういう、ああ、統一した基準を導入して、ええ、類似団体との比較検討が行えるようにしようというふうなことが3点目です。まあ、総務省ではこういう目的を持って、整備促進に努めて統一的な基準の公表に続いて、書類作成のマニュアルを作ってお公表をしております。ええ、本町でも今、ええ、それに基づいて作業を進められておるんだと思いますが、ええ、平成27年1月に整備促進についての要請文書を県を通じて送付をされておるはず。ええ、そして、ええ、おおむね3年の間に新しい統一基準に移行をなさいたいということを求めています。ええと、27年1月ですから、ええ、平成29年度までには新しい基準に基づいた財務書類を作成できるようにしておけということだというふうに私は思うんですが、そこんところまあ、どういうふうに解釈されておるのか、それから、ええ、本町での導入に向けた作業の進捗状況と今後のスケジュールをどういうふうに考えておられるかを聞きたいと思います。

●藤間企画財政課長(藤間修) 番外、

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) ええ、議員今おっしゃったように、平成27年の1月の23日付けで総務大臣の文書が来ております。ええ、これにはですね、平成27年1月23日に複式固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類の作成に関する統一的な基準を示したと。で、これを基にして統一的な基準による地方公会計マニュアルを取りまとめると、さて、それで原則として平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての、要する日本全国の地方公共団体において作成して、予算編成等に積極的に活

用されるよう、特段のご配慮をお願いしますと、こういう言いようでございます。で、それについて今年度から平成26年度ですね、からは特別交付税の措置を講ずることとしているという通達が参っております。基本的に最初の部分から申し上げますと、まず初めに、地方公共団体、今ですね、会計制度について申し上げますと、ご存知のように、単式簿記でございます。であのう、地方公共団体の予算、決算は地方自治法においてすべて手続きと形式等が規定されております。その基本は予算、決算は議会の議決を経ることになっておりますので、これはあのう、国の言葉で申しますと、現金収支を議会の民主的統制下に置くということになるそうでございます。それで、予算の適正、確実な執行を図るということで今、現金主義会計を使っております。これは単式簿記です。で今度使いますのは、いわゆる企業会計という複式簿記でございまして、これは経済取引の、記帳貸し方と、借り方と貸し方に分けて2面的に使うものでございます。これは今実はあのう、本庁でもほとんどの公共団体でも使っておりません。で、現金主義について言えば、現金支出を伴わないもの、そのコスト、たとえば減価償却費とか退職手当引当金とか、そういったものの把握ができないということでございます。で一方発生主義、先ほどおっしゃいました、発生主義、企業会計になりますと、そういった経済事情の発生に着目した会計処理原則で、今度は現金支出を伴わない、減価償却費とか、退職手当引当金とかの把握ができるということになります。ええ、それで今回、公会計制度の取り組みについては現在使用している単式簿記に加えて複式簿記を補完的に採り入れると。で資産等のストック情報を今度は見えるように三次元化すると。それから現金主義会計に加えて発生主義会計を採り入れることは、先ほど申しましたコスト、減価償却費等、退職手当引当金とかいうものがすべて見えるようになるということになるかと思えます。で結局職員は決算書の会計から作りますけども、ええ、その後決算の資料の作成、それから決算統計の作成、財政健全化の4指標の作成、それに加えて今回財務4表を作成するということで、職員の事務は年々増えるという傾向にあります。次に、現在、従来から取り組んでおります、今おっしゃいました総務省の改訂モデルでございますけども、実はこれは、あのう、古くは昭和62年度に熊本県が初めてバランスシートとか収支計算書を作成したんでございますが、その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、これいわゆる地方分権一括法、これが平成12年の4月1日に施行されました。その頃からだんだんと、既存の経常収支比率などの現金収支にかかるものから、だけでなく、自治体の財政状況を総合的に、長期的に把握するための企業会計的手法の導入が必要とされるようになりましたので、その頃、実はあのう、旧3町村でも平成13年から、ええ、旧自治省ですけども、参考程度の貸借対照表とかを作成してきております。実際に。その後に、平成17年12月24日に閣議決定された行政改革の重点、重要方針の中で、資産、債務改革の必要性が明確に打ち出されまして、今度は総務省から財務書類4表の作成、先ほどおっしゃいました4表でございます。これを要請され、本町においても財務4表を作成をしてきてまいりました。しかしながら、今おっしゃいましたように実はあのう、そのう、貸借対照表にしましても、基本的に昭和44年以降の決算統計の数値を基にしていますので、実は昭和43年以前の財産について考慮しておりません。一つは。それからいろんな資産、貸借対照表は、まあ、1億円で物を買えば、1億円、あのう、普通の単式簿記ですと1億円伝票を支払って、物が1億円入

りましたと、その物については全然考慮してません。今は。まあ、財産台帳に載る、すみません、固定資産台帳に載るぐらいのこと、財産台帳、ごめんなさい。で、今度はそれが両方とも、資産は増えます。現金は減ります。そういう貸借の方法が出てまいりますので、そういう方法を今度とろうと思っております。いろんな点でまだまだ、そのう、ええ、今のモデルではちょっと見えないところがございますので、今回改めて新しいものにするというご指摘のとおりでございます。今度、ですからそういう方向で職員もそのつもりでやっていたいかなくはならないと思っております。で今おっしゃいました固定資産台帳の整備ですけども、基本的に一応平成27年度中にとりあえず出来上がっております。で、あのう、簡易水道事業会計につきましては、ええ、来年度から公営企業会計に移行しますので、簡易水道事業会計につきましては、簡易水道のほうで特殊に整備をしております。で、その他の台帳はすべて管財のほうで処理しているという状況でございます。今後それを、ええ、調整していった、公共施設のマネジメントとか統一的な基準による公会計に進まなければならないと思っております。で、問題はですね、あのう、そのスケジュールなんですけども、統一的な基準により財務諸表の作成については財務会計システム、これと連動が必要です。で、今ですね、現在邑智郡の総合事務組合において郡内3町と事務組合4団体が合同で、平成29年度より稼働する財務会計システムの仕様の検討がなされております。このシステムの中に財務諸表の作成に必要な複式の仕分け変換ソフト、そういったものを組み込みを検討しております。で、郡内4団体で足並みを揃えて作成を行っていききたいと現在は考えておりますので、スケジュール的には以上のようなことでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) えと、あのう、スケジュールについて詳しく教えていただきました。あのう、ええ、最後に課長言われたように、ええ、本町では単独で会計処理をしております。ええ、一部事務組合にお願いをして、ええ、課長が申されましたように、郡内3町と組合、4団体が同じ手法で、ええ、処理をしております。で、あのう、今これに、あのう、新たに複式仕分けということを入れていくということになりますと、ええ、財務管理システムそのもの、会計システムそのものを変える必要があるのか。あるいはあのう、総務省では、ええと、独自に仕分けのシステムを、仕分けのためのソフトを用意をして、無償で配布しますというふうなことも言っておるようですが、ええ、それはあのう、会計システムそのものを変えるのか、あるいはその会計システムは今のままで、ええ、先ほど課長が言われた、決算書、決算書に基づいてそれを期末にまとめてですね、仕分けをして、新たにその4表をつくるというふうなシステムなのか、そのところをちょっと、ええ、まあ、あのう、先ほど申しましたように、こう、ええと、事務組合や郡内他町との連携と、このようなことが必要になってくるので、ええ、今の段階で決まってないのかも知れませんが、あのう、どういうふうな方向で考えておられるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

●藤間企画財政課長(藤間修) 番外、

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) 総務省のモデルが、あのう、利用できることは分かっとりま

すが、そのこと自体を今4団体で検討中でございます。ですから内容が云々ということはまだはっきりしておりません。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、ええ、私もこれ確かなところではないんですが、あのう、聞いたところによりますと、総務省が用意してるものは、ええ、先ほど私が言いましたように、そのう、会計システムそのものを変えるのではなくて、会計はあのう、今ある会計システムを使って、ええ、その仕分けを、あのう、仕分けをするためのシステムを総務省が用意をするということのようであります。というふうに私はちょっとあのう、情報を得ておりますけども、ほんとうのところか、ちょっとまあ、確信が持てないので今伺いをしたんであります、あのう、そうなりますとですね、あのう、手間が、こう、またかかるということになりますね。あのう、先ほど課長がどんどんいろんな、ええと、財政健全化比率の指標を出したり、どんどんどんどんこう仕事が増えてきて、ええ、また仕事が増えるというふうなことをおっしゃいましたが、あのう、そういった意味でまた一つ手間が増えるということになる。で、まあ、そこのところが、ええ、後でまた述べますけども、どういうふうなところをとり入れていくべきなのかというところは慎重に検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。まあ、いずれにしても、そういうふうな、あのう、えっと、総務省の目論見というのはまあ、最初3点ほど申し上げましたが、ええ、総務省がこういうふうな方向でやりなさいというふうなことがあったので、ええ、じゃあやりましょうというふうな消極的な対応なのか、ええ、あるいはあのう、先ほど課長が申されましたように、ええ、地方自治体が健全なこう財政運営をしていく上で、ええ、その指標として活用するために、今度の新たな基準を活用していくというふうに考えるのか、そこのところでですね、あのう、ええ、対応も変わってきますし、ええ、そのシステムを取り入れた後の、あのう、公共団体の発展というふうなところも変わってくるんだろうと思います。で、私はあのう、積極的にこの新たな基準によるデータを活用していくべきだというふうに考えるわけですが、ええ、2番目のほうに、質問のほうに入ります。ええ、どういうふうに活用していくべきかというふうなことで、何点かを聞きたいと思いますが、ええ、最初にあのう、公共施設マネジメントへの活用の可能性について聞きたいと思います。ええ、固定資産台帳がこれ整備されますと、すべての公共施設の状況をですね、まあ、取得金額であるとか、減価償却の累計額などが、一目瞭然に出てくるということになります。そうするといわゆるファシリティマネジメントと言われてます、施設の維持管理や最終的な再生、あるいは償却までも含めた管理計画の立案が可能になるうかと思います。こういったことの可能性をどういうふうにお考えかをお伺いしたいと思います。

●藤間企画財政課長(藤間修) 番外、

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) ええ、先ほどの、あのう、システムのことでございますけども、これは外付けのシステムで、ええ、リリースは今していますが、内容の確認がまだできておりません。すいません。ええ、先ほどの公共施設マネジメント関係のことでござ

いますが、まずあのう、財務書類等の活用方法でございますが、大きく分けて、マクロ的な大きな視点とミクロ的な視点での、個別的な視点での分析の活用方法がございます。マクロ的な面でいけば、先ほどおっしゃいました財政指標の設定のための財政書類にかかる各種指標を分析することによりまして、例えばまあ、施設がどの程度摩耗しておるか、それからそういったものは今回、今度は資産老朽化比率というのが新しくまた出てきます。これは貸借対照表の数字を元にしてますけども、そういったものを使って公共施設の建設計画等を行うことができると考えております。また、適切な資産管理として、将来の必要額を推計したり、施設更新時期の平準化とか、それから総量抑制等の全庁的な方針の検討に活用することができると考えております。一方、ミクロ的視点で申しますと、この分析は、個々の事業別、施設別の行政コスト計算書が作成できますので、ライフサイクルコストをふまえた施設の建設の検討を行うなど予算編成への活用とか、利用者一人当たりのコスト等を計算して、行政評価と連携させるとか、そういった活用が見込めると思います。で、公共施設マネジメントへの活用の可能性でございますけども、一般的に現在の公共施設の多くは高度経済成長期からバブル期に整備されておりますので、平均的な耐用年数を50年と考えますと、これから徐々に更新を迎える時期となります。本町における公共施設の更新の必要額や更新時期については、施設ごとの老朽度等が実は把握できておりません。ですから現時点での算出や時期の判断は困難な状況でございますが、今度は統一的な基準に基づく財務諸表の作成後でございますが、これは固定資産台帳、今度は個々の固定資産台帳ができますので、施設ごとの取得価額、取得時期、耐用年数等のデータ分析ができますので、先ほど言いました資産老朽化比率を算出して、更新時期の判断の参考とすることにより、公共施設マネジメントへの活用が可能になるのではないかと考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、まさにこの点がまあ、一つ、ええ、有効活用して、ええと、資産、町が保有する資産すべてを有効に活用していくと、このデータを有効活用してですね、で、資産を有効にまわす、まわしていくちゃあちょっとあれですね、有効に活用していくということが可能になるんだというふうに思います。あのう、先ほど言われました施設ごとの行政コスト計算書、こういうようなものが出てくるわけですから、ええ、この建物は、ええ、この建物を維持していくためにどれだけのコストが掛かっているんだというところが、あのう、施設の減価償却費も含めて見えてくると。そうすると例えば利用者が何人ですってというようなのがありますから、ええ、利用者一人あたりで割った時に、あのう、1人あたりどれぐらいかかっているんだよっという話もできましょうし、例えば、ええ、納税者の数で割れば納税者一人あたりの負担割合というふうなことも見えてくると。あのう、もちろんそのう、このう、そういったことを利用してまあ、あのう、施設の複合化であるとかですね、統合の議論も進展をしていくのではないかと考えるんですけど、まあ、単純にですね、コストだけで議論ができるものでないことも承知をしております。ええ、多分に政治的な判断が必要になってくるんだというふうに思いますが、今町長が唱えられております、ええと、小さな拠点ですね、この、これを考えていく上でも、ええ、有効な

指標の一つになるというふうに私は思うんでありますが、ええ、そういった点に活用するというふうなお考えはございませんでしょうか。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** ええ、種々のものはいろいろ想定して考えてましたけど、今ご質問にあったことについてはちょっと細かいことなのでまだあのう、想定をしております。はい。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** あのう、これは先ほど課長が言われましたそのマクロ的な視点と、ミクロ的な視点というふうなことを申されましたが、あのう、町全体の資産の老朽化がどうなっているとか、建て替えをいつ頃にしなきゃいかん、いけないとか、ええ、そのためにどれだけのコストがかかるんだ、というようなことは、まあマクロ的な部分ですね。で、今話をしましたのは個別の施設において、ええ、ミクロ的なところでそういうふうなことも考えていけるんだというふうに課長おっしゃいましたんで、まあ、それは実際そうなんです、ええと、それをこう有効に、か、ええ、その施設を有効に、有効活用するために議論の一つの指標として考えるべきではないかというふうに私は思います。次に、ええと、2番、4番はまとめて後からしますが、3番目の事業部門を有する部署のというところに入りますが、いわゆるまあ、事業部門を有する部署、ええ、利用料とか使用料を徴収する、まあ、行政サービスですね、ええ、上下水道それからケーブルテレビというふうなものがありますが、これらのコスト管理について聞きたいと思います。あのう、簡易水道事業は平成29年度から上水道として公営企業会計に移行しますので、ええ、すでに管路等の資産評価はすすめているものと思います。またあのう、下水の処理施設でありますとか、ケーブルテレビの基地局、こういったものは固定資産として、ええ、町、ええと管財課のほうで固定資産台帳のほうにカウントされているものだというふうに思います。ええと、ただですね、下水の管路であるとか、それからケーブルテレビのケーブル、電柱、それからあのう、テレビをとるケーブルテレビの取材をするためのテレビカメラであるとか、編集のための機材ですとか、そういった物の評価は今どういうふうになっているかをお伺いしたいと思います。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、私の方からケーブルテレビ関係でございますけれども、ええ、まずあのう、カメラとか各種機器につきましては、ええ、備品のほうに登録しておりますので、ええ、これは固定資産台帳のほうへ登録をさせていただきます。ただ、あのう、最初におっしゃいました、あのう、各ケーブルテレビの線ですね、光ケーブルなどにつきましては、ええ、これは工事の中の一体工事になっておりますので、ええ、資産台帳には登録はされておられません。

●**林田水道課長(林田知樹)** 番外

●**議長(辰田直久)** 林田水道課長

●**林田水道課長(林田知樹)** ええ、水道等の下水道の管路等につきましては、平成27年度までに一応固定資産の評価は実施しております。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** はい、えと、下水の管路は評価をしていると。ええ、ケーブルテレビのケーブル、それから電柱等については、ええ、工事費、ですから、ええと、工事金額として投下資本として、ええと、純資産、ああ、そうですね、純資産のほうに入るような考え方になつとるということですね。単純にあのう、減価償却はしないということですね。あのう、まあ、実際総務省の基準であるとか、マニュアルではインフラ資産としての計上については、その、今の管路であるとか、ケーブルであるとかというふうな物は述べられておりません。道路、橋、トンネル、それから公園、ええ、工作物、というふうなものはありますが、管路とかケーブルというふうなものは入っておりませんが、ええ、事業としてですね、継続していくということを考えますと、ええ、まあ、水道は公営企業会計に移行いたしますので、ええ、すべての資産を先ほども申しましたように、こう、順次こう更新をしていくというふうなことも含めて考えて、ええ、継続的な経営を行っていくというふうな考え方、これがまあ、公営企業会計です。あのう、公営企業会計ではないけども、下水道についてもあるいはケーブルテレビ事業についても、あのう、例えば、ええ、ある年から、あのう、一般会計からの繰り入れができなくなったんで事業を止めますとか、こっから先は管路もう閉鎖しますとかいうふうなことにはならないわけですね。これ、継続的にずっと営業して、経営をしていかなければならない、そのためには先ほど言いましたような、ええ、減価償却というふうな考え方、ええ、その現金が動くんではないけども、これだけの経費はかかっているんだというふうなコスト管理の考え方ですね。そういうふうなものを取り入れるべきだというふうに思いますが、ええ、この点について、その新しい会計基準の有効活用の可能性をどういうふうにお考えか。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、新しく始まります公会計制度のベースとなります固定資産台帳につきましては、基本的には土地に類するもの、それと建築建造物に類するもの、あとは備品登録されているもの、を対象としておりまして、その他の先ほど申しました、ええ、ケーブルの線とか電柱とかにつきましては、特に減価償却を求めておりませんので今回はなくしております。対象外としております。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** はい、あのう、ええと減価償却を考えていない理由を問うているわけではなくてですね、あのう、先ほど言いましたように、ええ、事業として、ええ、継続的に経営をしていくためにはそういう考え方も必要なんではないでしょうかということでもあります。ええ、その点についてまだ、あのう、そこまで考えていないんだという事であれば考えていただきたいというふうに、これはお願いをしたいと思います。最後に、最後にと言いますか、この2番目の、2番、4番について、ええと、住民や、まあ、議会へ

の説明資料として、あるいは予算編成活用する意味からも行政評価への活用ということは重要なことになろうかと思います。これについて聞きたいと思います。ええ、行政評価についてはこれまでも何度か取り上げてまいりました。で、一部事業については行政評価シートも邑南町独自のものが作成され、ある程度の評価はいたします。ですが、最近の状況の変化、一つは地方創生で求められておりますP D C Aサイクルの導入でありますとか、それから今話をしております、統一的な、ええ、会計基準の導入、これなどに対応をしていかなければならないと思います。ええ、先ほど課長が申されましたように、施設別、事業別のですね、行政コスト計算書の作成が可能となる、これを行政評価シート、行政評価へ活用すべきと考えますが、その点についての可能性をどういうふうにお考えかをお聞かせください。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** ええと、まず2番目の住民や議会への説明資料としての活用でございますが、現在あのう、財政の透明性を高めて説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない事情である資産、負債のストック情報の、とか、見えにくい減価償却費等のコスト情報を住民や議会等に説明する必要が一層高まっております。そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が必要でございます。また、これを導入しますと、ストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となりますので、先ほどおっしゃいました、ええ、施設の将来の更新の必要性とか、施設別といった、これセグメント分析と申しますが、部門別、さっきおっしゃいました事業別、施設別のコスト計算ができますので、そういったことの、に関しての公共施設等のマネジメントへの活用ができるというふうになると、いう可能性があると思います。で、さらに、財務書類の作成過程で整備される台帳、固定資産台帳を公開しますので、今度は公表しますと民間企業から、たとえばP P P 公民連携、パブリック・プライベート・ パートナシップと申しますものとか、P F I ですね、プライベート・ファイナンス・イニシアティブで公共施設等の建設、運営等を民間活力の導入するものとか、そういったことの積極的な提案がなされることも期待されていると思います。こういったことを、まあ、統一的な基準に関する財務書類等の作成を進めることで、使える、まあ、地方公営企業会計となる第一歩になるというふうに考えております。続きまして、行政評価関係のことでございますが、現在行っておりますのは、予算編成時にそれぞれの予算要求事業が、経常的な事業であるか、あるいは臨時的な事業であるか、いわゆる、あのう、法定受託事務であるか、自治事務であるか等を財政担当課として予算要求の際に聴取しております。また、決算審査の時には、先ほどおっしゃいました、主要施策の実施状況の評価として、その年度に行った事業の実施状況と評価を、決算の附属資料として議会へもお示しをしております。ですが、まあ、それについて実はあのう、事業の年度のその内容だけでなく、ほんとは効果とか分析にも言及すべきことが本当は理想であると、実は考えております。ですが、現在はそこまでには至っておりません。で、今おっしゃいました、まず、可能な限り早い段階で、この評価についてP D C A サイクル、先ほどおっしゃいました、これを導入していった、行政評価として活用できる

ものとしていきたいという考えをもっております。そのうえで、将来的には財務諸表の分析も取り入れた行政評価となるということを目指していきたいと考えております。で、予算編成への活用のございですが、先ほど申し上げましたとおりミクロ的な視点で、事業別、施設別の行政コストの計算書はできますので、セグメント分析を行って、そういったもので予算編成に反映できるものと、していかななくてはいけないのだろうと思います。そういったものが使える可能性があるというふうに考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、将来的にかなり目指すべき方向のようなところも話をさせていただいたと思います。あのう、一つですね、資料をお配りしております。ええと、A3の二つ折りのものです。これは、あのう、東京都町田市が作っております事業別行政評価シート、この見方について、ええ、市民に配布されているもの、この内側のその行政評価シートと併せたものです。ええ、いきなりここまでということは、あれかも知れませんが、こう一つこれはあのう、大変よくできているというふうに私も思いますのでご紹介をしたいと思います。ええ、この両面にですね、PDCAがこう入っとるわけです。最初にいつの、組織のがい、ええ、組織概要というのは、あのう、まあ、どういうふう、事業の概要を述べておるところであります、そこの下の2、2013年度末の成果というふうな、これがあのう、ええ、いわゆる昨年度からの課題でありますね。これがまあ、いわゆるプランであります。ここの1、2のところプランであって、ええ、3、これがどういうことをやりました、ええ、これはまあ、美術館と市立美術館の話だと思いますが、何人入りました、ええ、入館料がいくらでした、というふうなことです。で、それをこうチェック、あのう、評価をしていくところがそこの下の、ええと、財務情報ということでコスト計算書、これがあのう、維持していくのにどれだけかかりましたよっというところなんです。人件費から減価償却費まで全部入っている。それからええと、ここは美術館です、ああ、これか、それは貸借対照表、すいません、今の行政コストはこれだけかかりましたということです。で、その下、下あたり、1番下のところに単位あたりのコスト分析というようなこともここに載っております。で、右のページが貸借対照表で、ええ、その美術館というのはどれだけの資産としての価値があってそれにかかったお金がどれだけかかって、将来負担をしていかなきゃいけない、返していかなきゃいけないお金がどれだけあるんだというふうなところがこの貸借対照表で分かる。で、そういうふうなまあ、解説がずっとありまして、最後の総括として、ええ、分析をしております。ここでチェックをして、ええ、最後に来年度への課題と。で、ここで一つ、一つこの見開きのページの中でPDCAが入って、なおかつええ、新しい、新しいじゃない、その、ええ、財務書類を有効にこう、先ほど課長が言われました、セグメント分析ですね、そういったものがこの施設ごとに、ここに述べられていると。たいへんこう、うま〜くまとめられてる行政評価シートだというふうに、私はあのう、感じました。ので、ええ、ご紹介を申し上げました。まあ、いきなりあのう、ここまでのクオリティを求めるということはなかなか難しいかと思いますが、ええ、将来的にはこういったところを目指すんだというふうな話、先ほど課長ちょっとおっしゃいましたんで、ええ、目指すのであればこのあたりまで目指して

いただきたい。ええ、そういうふうに、そういう認識をまあ、あのう、担当課の課長だけではなくてですね、ええ、それぞれ事業をされる皆さん方が、ええ、それぞれの課ごとの分析も出るわけです。事業ごとの分析も出るわけです。施設管理をしておりますと、施設ごとの分析も出てくると、ええ、そういったことをきちんと活用して、ええ、そのPDCAサイクルでこうローリングしていくんだというふうな考え方を共通認識として、あのう、持たれるべきだというふうに思います。あのう、このええ、行政評価シートということだけではなくてですね、あのう、固定資産台帳、先ほど総務課長は、ええと、土地と建物と、ということをおっしゃいましたが、ええとインフラ資産としての道路とかですね、橋梁、トンネル、それから公園、それからええと、もっと言いますと山の木ですね、立木についてもあのう、システム、あのう、システムじゃあないや、ええ、あのう、手引きの方ではこういう考え方ではじきなさいというふうなことを、が入ってます。ええ、もちろん工作物もそうですし、ええ、あのう、要はその固定資産台帳をどこまでこう精密に整備をしていくのか、どこまで充実をさしていくのか、そいからええ、備品台帳との連動ということ、あのう、ええ、先ほどテレビカメラや編集機器については備品台帳に、で、ええ、備品としてカウントしているという話でしたが、あのう、金額の制限があると思います。何十万以上、それはまあ、あのう、各自治体でそのへんはある程度、うちはここから上にしようというふうなところが見れるような、ようになっているようですが、できるだけですね、あのう、現況に沿った、あのう、そういった資産を把握するべきだというふうに思います。私は、で、そういった、あのう、そういったことについても町内で共通認識を持っておく必要がある。あるいはあのう、先ほどから申しておりますセグメント分析によるコスト意識、それからPDCAサイクルに対する考え方、こういったことについての職員研修のあり方など、それから、あるいはこの町田市のこの例のように、ええ、評価シート、これを、ええと、議会に示すためじゃなくてですね、これ一般の住民の方にこれを、シートをこうお知らせをして、今うちではどういうふうな状況になってるんだというふうなことを、ええ、決算書であるとか、予算書であるとかっていうようなところは、一般住民の方は見られても分からないと思います。ですからこういうふうな物を使って、ええ、住民の皆さんに周知をするというふうなことも、ええ、考えておく必要があるんだと思いますが、あのう、行政評価シートについては先ほど課長が言われました。あのう、ある程度質の高いものを目指していきたいと。ええ、それ以外の今言いました固定資産台帳の内容の充実であるとか、ええと、職員の意識の問題、あるいは住民への周知の問題、そういったことについてええ、議論すべきと思いますが、ええ、どういうふうにお考えかを聞きたいと思います。

●藤間企画財政課長(藤間修) 番外、

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) ええ、先ほどおっしゃいました、あのう、町に対するその共通認識、それから職員に対する共通認識、ですから今後もですね、あのう、そういったお話をしていって、今回のこの一般質問がまあ、みんな聞いてますので、そういったことの認識の始めになると思います。それから職員研修ももちろん行うべきだと思いますし、住民の方に今現在示しておりますのは、あのう、町の予算書をつくって出しておりますし、

広報にも出しております。それから中期財政計画4指標等もすべてあのう、アップ、あのう、ホームページにアップしております。おっしゃいましたように4指標に、ああ、えと、財務4表につきましても、ええと24年度まで、のものが、あのう、アップしてございます。そういったことに加えて、今度はそういった行政コスト計算書を基にしたような、ええ、まあ、貸借対照表も一緒にして、セグメント式の分析をしたものをお示しできるように努力していきたいと考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、えっと、最後に私が思っております理想形と言いますか、ええ、いろいろ調べてみまして、こういうのがいいんじゃないかなあと思ってることをちょっと述べさせていただきたいと思います。ええ、まあ、理想を言いますと、発生主義による複式簿記というものを厳密に行っていく、つまりは、毎日毎日仕分けをしていくということが理想だろうというふうに私は思います。そうすると、ええ、途中でもその、その財務書類が作成できるわけで、今の段階でどうなってるとか、まあ、行政ですんで、ええと、普通の事業と同じようにええ、売り上げが、そのう、決まってあってというふうなことでなくてですね、収入が例えばあのう、地方交付税だとまとめてある時期にバカッと入ってきたり、最終的にはあのう、年度変わってから入ってきたりというようなことがあるんで、なかなか収支のバランスを考えたその、ええ、中間決算というようなことはむずかしいかも知れませんが、あのう、そういったこともまあ、可能になるというふうに思うわけで、いわゆる毎日、日々仕分けの複式簿記、複式入力というなのが理想的なのかなというふうに思います。ええ、ただしですね、これを行おうと思いますと、ええ、財務システム、財務管理システムの見直し、今あのう、事務組合で行ってもらっておる、使っておられるシステムそのものも見直しをしていかなきゃいかんということになります。まあ、そうすると、ええ、邑南町単独の問題ではなくなってきましたんで、ええ、その4団体ですね、事務組合を含めた4団体での調整が必要になってくる。またシステムを改修するということになると、ええ、まあ、お金がかかると。今総務省が用意しております外付けの、あのう、仕分けのシステムは、ええ、基本的には無償で出すというふうなことのようであります。ですがまあ、ええと、年間いくらかの、ええ、管理費というか、は、欲しいというふうなことのようで、ですけども、基本的には無料だと。で、あのう、それから考えますとですね、ええ、財政管理システムをいじるとなるとかなりの金額が発生するんじゃないかなというふうな気がします。ですが、そういうふうにしておくと、システムそのものを変えておくと、ええ、誰がやっても入力ができるということになると思います。あのう、別段そのう、複式簿記の知識がなくても、これは貸し方でなんで借り方でなんだろうかというふうなことがなくてもですね、自動的に仕分けをしてくれるというふうなシステムがあればですよ、ええ、日々の仕分けを、今仕分けを入力してるんだというふうな認識がなくても、ええ、お金の出し入れを認識するだけ、お金の出し入れを今までのように伝票を入力するだけで仕分けまでやってくれるというふうなシステムになってると、ええ、先ほど課長が言われた、あのう、財政のほうの負担がというふうなところも少なくなっていくんじゃないかなという気がします。まあ、あのう、これは、ええ、お金が絡むことです。

それから他町、ええ、広域事務組合のことも有るので一概にはいけないと思いますが、そういう姿がまあ、私は、私とすれば理想的なのかなあというふうに思っております。まあ、そういうふうになるかどうかというのは、まあ、今からの持っていく方なんでしょうが、ええ、ここまでの議論を聞いておられて、町長、どういうふうにお感じになりましたでしょうか。お考えがあればお聞かせいただいたらと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、今中村議員が申されたことは、まあ、企業では当たり前のことでありまして、ええ、やはりその目的というのは、いかにコスト意識を持って、そして評価をして次の事業等にやっぱり反映させるということだろう、それをまあ、自治体も導入しなさいという国の考え方っていうのは間違っていないと思います。ええ、まあ、それとまあ、邑南町にとってみても、これだけの資産があり、で、新たな資産をこれ以上作るということは非常にまあ、きびしい、財政的な問題ですから。今の資産をどうやって活用していくか、あるいはまあ、今から問題になってくるんであろう、更新時期を迎えた資産について、どういう考え方でやっていくのか、それは感覚とかではなくてこういう基準の基にこういう指標があるからこそまず優先順位はここですよみたいな話をやっぱりつけていかなきゃいけないというふうに、まあ、思う、こと考えると非常にまあ、有効な手法だろうと思いますし、あるいはまあ、議会と議論する中でも、予算では一生懸命議論をするんだけど、決算では単なる事業のいい、よし悪しぐらいのことで終わってしまうくらいがある。まあ、それはあまり好むところではないわけでありまして。まあ、そういう意味でもこういう企業会計といいますか、まあ、総務省がいったるようなことをやっていくことは大事だろうというように、まあ、思います。ええ、ただまあ、あのう、企業、一企業とは違って、やはり、自治体にはやっぱり今までのやり方があり、それをまた変えていく、その中で住民にも理解をしてもらう、職員も理解をしながらやるってことは、まあ、当然期間が大変いることだろうと思うんです。で、私がまあ、危惧するのは、良いことは良いからやっただとしても、それが住民にも理解されない、職員にもあんまり理解されない、最終的にはたいへんな金を投入したけど、活用されないっていうことでは一番困るんで、議員ご指摘のようになぜこういうことをやるのかっていう住民への説明や職員への理解、まあ、このことがまず一番大事なことになるかなあと、まあ、そっから入って行って、やっぱり勉強していくっていうことがまず第一歩じゃあないかなと思うんです。ええ、いずれにしても、あのう、まちづくり基本条例でもあるように、情報公開を徹底していくということがありますから、こういう形であいまいな説明ではなくて、こういう形で、ええ、説明をはっきりさせていけば住民にも納得できる説明もつくだろうし、ええ、あるいは今後まあ、住民負担を求める上においても非常にまあ、有効な形になるのかなあと、まあ、いうふうにも思います。しっかりあのう、説明責任を果たしていくっていうことの、うう、大事さについてもこのことは大きな効果になるだろうと、まあ、いうふうに、まあ、思っておりますので、ええ、課長が答弁しましたように、やはり、まあ、すでに始まっているわけではありますが、少し時間をいただいて、あのう、目的達成のために一生懸命取り組んでいきたいなあと思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、いずれにいたしてもですね、これを契機にあのう、本町にとって最も有効な公会計制度とはどういうふうなものかというようなことを、ええ、みんなで考えていくということをお願いをして私の質問を終えたいと思います。

●議長(辰田直久) 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第6号、日野原議員登壇をお願いいたします。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 10番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) 10番日野原です。ええ、皆さんご承知のように、今東京都議会は大変なことになっております。都民のためのいわゆる政治議論は全くできないという状況に陥っているわけですが、ええ、この邑南町議会は、各常任委員会はもちろん全員協議会、そうして今回も9名の議員が一般質問をする、ええ、一生懸命議論を重ねております。この地方総合戦略もあります。ええ、未来が見える、地域が輝く邑南町めざしてしっかり議論をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。ええ、今回の質問は今年3月の定例会で内容的には説明がありました。で、今回正式にこうした形で、ええ、冊子として示されました。ええ、邑南町起業創造支援ビジョンについてお伺いをいたします。まあ、あのう、私が今回質問をしようとしておりますことの殆どは、このビジョンの冊子の中に書いてあります。まあ、見ればわかるじゃないかということで、なんですが、ええ、まあ、私なりにあのう、ちょっと理解しがたい、しがたいうんじゃあなしに、あのう、しにくいところもあつたりしますので、ええ、町民の方も含めて私も理解を深める意味で質問をさせていただきます。ええ、よろしく願いいたします。まずあのう、平成23年度から27年度までの5年間、ええ、進められてきました農林商工等連携ビジョンについてお伺いをします。まあ、これまでも何度かこの場で質問をさせていただきました。ええ、町民の理解が得られていないのではないかと、あるいは、ええ、町民のかかりが、関わりはどう考えているのかといった質問をしてきたわけですが、ええ、まあ、この5年間進めてきて、ええ、その成果という、まあ、あのう、この中にも若干載っておりますし、ええ、昨日の11番議員さんの質問の中で町長の、町長が再出馬に向けての意思表示の中でもそういったのを述べられております。ええ、再度お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、農林商工等連携ビジョンの成果はどうとらえているのかとのご質問ではございますが、邑南町では、平成23年度から農林商工等連携ビジョン、ええ、平成23年4月から平成27年3月までの5年間の計画でございまして、ええ、こ

のビジョンに基づき、食を切り口として農林商工が連携し、基幹産業である農林業を中核とした産業振興を推進し、雇用の創出、定住の促進に取り組んでまいりました。この農林商工等連携ビジョンの基本理念であります、本町で生産される良質な農林産物を素材とする、ここでしか味わえない食や体験、これをA級グルメと称して、A級グルメの創出を通じた地域ブランドの構築を目指すため目標指標、目標数値を定め、この目標を達成するために、地域おこし協力隊制度を最大限に活用しまして取り組んでまいりました。ビジョンで設定いたしました目標数値とその成果を申し上げます。目標数値は、一つには食と農に関する起業家5人の輩出でございます。ええ、これの成果でございますが、これは農家民泊、飲食店等の起業の件数で、起業数43件でございますので、目標達成でございます。二つ目には定住人口200人でございます。ええ、これの成果でございますが、5年間で定住人口240人でございますので、これも達成でございます。三つ目には観光入込客数、年間100万人でございます。これにつきましては24年度、92万2千人。25年度は91万5千人。26年度、91万6千人。27年度92万人という結果でございました。これらの目標数値に対する取り組みの成果を総合的に判断いたしますと、達成できないものもあったものの、人口減少を捉えた上でA級グルメ構想に取り組んできたこと、また、地域おこし協力隊の活用が、定住を踏まえた仕組みになったことなどが、多くのマスコミ等に取り上げられ、町の知名度が上がり、それが町の3年連続社会増につながっていったことは一定の成果があったと考えております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) ええ、まあ、あのう、確かに私もこのA級グルメ立町を掲げ、地域ブランドの創出を目指したこと、あるいは、全国的にもいち早く子育て環境の充実をはかり、日本一の子育て村を目指したということなど、この邑南町の認知度は全国にひろ、あのう、広がり、結果として定住人口の増加につながったというのは大きな成果というように評価をしております。ええ、今あのう、数字を示されました。ええ、このビジョンの中にある数字、いわゆる起業家の人数に、ここでは28名。今ご答弁では43件というように、あのう、ありました。まあ、その差異は別として、ええ、その内容が、まあ、起業化された人、これが、例えばあのう、ここで言いますと農家民泊、あるいは飲食、その他というように三つに分かれているんですが、あのう、UIターン者なのか、まあ、もともと町民の人が起業化、新たに起業化なされたのか、ああ、そのへんの内容についてちょっとお伺いをしたいと思います。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、最初に、あのう、先ほどビジョンの計画期間でございますが、27年3月と申し上げましたが、28年3月まででございますので、失礼いたしました。ええ、起業の内訳でございますが、農家民泊が28件。それから飲食店の起業が10件。ええ、その他でございますが、ええ、チーズ工房とか、ええ、カフェとかその他合せまして5件、合計で43件でございます。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) はい、種、商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、起業された方の内訳でございますけども、もともと町内におられた方とＵＩターン、ええ、地域おこし協力隊で来られて起業された方と一緒に合わせて４３件でございます。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) まあ、あのう、ええ、ま、結果として非常に起業化もかなり進んできたということは、あのう、いいことだというようには思うんですが、まあ、私若干あのう、気になるのが、あのう、まあ、町内の方があのう、一つは自分で何かをやってみようかということで起業化されることについては非常にあのう、喜ばしいことだなというように思うんですが、ええ、まあ、ＵＩターン者が特に、ここにあります飲食関係で起業化されるということに関して、まあ、果たして今の町の人口あるいは入込客数、まあ、入込客というのは土日あるいは連休等しかないわけで、まあ、そのへんのことを考えると飲食店がどんどんできて大丈夫なんかなあという若干懸念が、あのう、するわけで、ええ、まあ、あのう、そうは言いましてもせつかく起業化されてやられているんで、ええ、町の経済発展のためにご努力いただきたいというように思います。ええ、もう一つはあのう、まあ、地域おこし協力隊員の方はもちろんなんですが、ええ、近年の新規就農者の状況っていうのはどうなっているか、お伺いしたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、邑南町で新規に農業を始められる場合には、ええ、邑南町農業研修制度を活用される場合とそれ以外の二通りに大きく分けることができますけれども、ええ、邑南町農業研修制度を活用される場合には、ええ、おおなんアグサポ隊になっていただいて、研修を受けたのちに就農するというものでございます。ええ、此の研修は期間を３年としておりますので、ええ、平成２６年度にスタートしたこの研修からはまだ新規就農者がでておりませんが、それ以前、２５年までの研修生の就農状況で申しますと、２５年の研修生が平成２６年度に２名就農いたしましたのと、それ以前の２４年の研修生が２５年に４名、ええ、就農しております。それから２４年はございませんでしたけれども、２３年度に２名が新規就農いたしました。それから農業研修制度以外で就農されるケースといたしましては、農の雇用事業ですとか、人材派遣事業などを使って、ええ、農業技術を身に付けて就農するという方法がございませけれども、ええ、農林振興課で把握している人数としては、平成２８年に６名、２７年が７名という数字になっております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、まあ、あのう、新規就農、まあ、私一番ここに興味があるんですが、あの新規就農の方もある程度こう出てきておるというのは非常に、あのう、いいことだなあというように思います。ええ、それともう１点、あのう、まあ、今ご承知のように、ええ、都会から地方へという人の流れが進んできて、ええ、都市部においては

そういった移住に対する支援機構というのができて、相談窓口になっていろんな県へ紹介しと、まあ、こういった事例もあのう、テレビ等でもやっておりますけども、ああ、例えばこのう、総合戦略の基本目標の中にも、まあ、これ去年の10月、10月だったか、あのう、立ち上げられたんで、まだ1年という成果はないんですが、あのう、毎年基本目標の最初のところで、ええ、毎年新たに64人、20代夫婦が12組、30代夫婦と子供世帯が、二人世帯が10組を一応目標数値に掲げられております。で、今現在のところでそういった都会から移住されてきた事例があるのかないのか、お伺いしたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** ええ、うちのあのう、定住支援コーディネーターが関わっているのが平成22年からなんですけど、途中でしたので、統計上数値を把握しておりますのは平成23年度からです。で、平成23年度から27年度までの5年間で、定住世帯数で申しますと合計140世帯中家族での移住というのが54世帯、3分の1強ございます。で、そのうち児童数は、子どもの数は56人、5年間で、総計56人おるという状況でございます。

●**日野原議員(日野原利郎)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 日野原議員。

●**日野原議員(日野原利郎)** あのう、只今お聞きしました今の、あのう、新規就農者の数字にしてもこの一家で移住をされるという事例にしても、あのう、数字を聞きますと非常に、あのう、やはり邑南町成果があつてなあと感じがします。あのう、まあ、なかなかこの数値私たち聞くことが、あのう、ないんですが、またあのう、そういった内容についても、あのう、お聞きをしたいというように思います。まあ、今日は聞きませんが、また資料等で示していただければありがたいというように思います。ええ、それでは次にですが、あのう、まあ、こうして、ええ、農林商工等連携ビジョンというのを進めてきて、ええ、確かに成果としてかなりの成果は上がってきているというのは、私も確かに評価できるというように思っております。ええ、ただ、やっぱりいいことばかりではなくして、ええ、課題も残しているんじゃないかというように思うんですが、ええ、その課題というのは、ええ、どうとらえておられるのかそれについてお伺いします。

●**種商工観光課長(種文昭)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 種商工観光課長。

●**種商工観光課長(種文昭)** ええ、今後の課題でございますが、農林商工等連携ビジョンの取り組みで一定の成果が得られた中で、基幹産業である農林業の現場への経済波及効果による6次産業化の流れをさらに拡大させるため、農林業を核とする町内企業間の連携を強化し、町内循環型経済システムの確立が必要となっております。さらに、高齢化による地域活動の担い手不足のため、コミュニティーの維持の困難化が懸念されるため、起業家の育成を通じて、様々な地域課題の解決をけん引する人材の育成、確保が必要になっております。また、農林商工等連携ビジョンにおきましては、推進組織として平成23年10月に邑南町農林商工等連携サポートセンターを開設し、平成27年5月には邑南町起業支援センターを設立しておりますが、現状ではセンター職員を商工観光課職員が兼務しており

ますので、関係機関との連携体制の構築が十分ではなかったという反省点もございますので、ええ、専門的な人材配置が必要であると考えております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、ええ、今あのう、ご答弁にあったように現状では農家等の第1次産業の現場への波及効果は限定的というような、あのう、文言で、ここでも示されております。ええ、正にそのとられておられる通りだというように私も思います。ええ、要は、ええ、農林商工それぞれ各種産業がお互いに連携をして、本町の経済を活性化しようというのが本来のねらいであって、ええ、果たしてこの町民一人一人が、ええ、このビジョンに沿って何らかの関わりは持って進んできたのかなあという点で、私は非常に疑問を持つ点があります。ええ、どっちからいうと、どちらからいうと、あのう、今まあ、あのう、食の学校あるいはA級グルメにしても、前にも言っておりますけども、A j i k u r a等でやっとなるのは、いわゆるよそから来た人がやっているんだというような、あのイメージをもつ、しか持っていない人もかなりおられるわけで、ええ、まあ、あのう、どういたしますか、その農家あるいは商工業者が、あのう、どれだけ関わっておられるのかなあという点では非常に疑問に思います。まあ、そうした意味で、一昨年12月の定例会で、ええ、農家の関わりについて質問をいたしました。ええ、町長は矢上高校生から提言のあったお邑南野菜のブランド化というのを考えていきたいというように回答されております。まあ、その後、取り組みがなされておまして、昨年12月にいわゆる今まで取り組んでいることについて説明がありました。ええ、そこで西洋野菜を起爆剤として既存野菜を含めたPRと販路拡大により、ブランド化を図るということで説明がありました。ええ、また急きょ、私一般質問立って、なぜ西洋野菜なのか、邑南町で生産される既存の、野菜、既存の物だけではブランド化できないのかという点で、ええ、質問をいたしました。まあ、あのう、決してそんな時も言いましたが、西洋野菜はだめと言っているわけではなくして、ええ、なんで今の既存の野菜、今農家の方が作っておられるその野菜で、ええ、ブランド化はできないのかということの質問をいたしました。まあ、今自身、私も、今私自身、そんな時の考えと変わりはありませんけども、まあ、その後、また1年経過しますので、ええ、その後どういった取り組みが進められてきておるのかという点についてお伺いをしたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、邑南野菜の取り組みについてのご質問でございますが、先ほどおっしゃいましたように、昨年12月の定例会以降の取り組みについての説明をさせていただきたいと思います。ええ、邑南野菜につきましては町全体の野菜をレベルアップすることを目標に取り組んでいるところでございますして、その手法として認証制度ですとか西洋野菜の取り組みといったことを行っているところでございますが、認証制度につきましては、ワーキング会議のメンバーに今年度からは消費者の視点ですとか、女性の皆さんのご意見もいただくようにメンバーを増員いたしまして、飲食店ですとか消費者の皆さんからの意見の聞き取り調査なども行うなどして取り組みを続けております。また、

西洋野菜の取り組みにつきましては、今年1月に西洋野菜研究会を立ち上げました。栽培講習会を開催するなど取り組みの拡大に努めてまいりまして、広島方面への販売ルートが確保できましたので、今月から少量ずつではございますが試験的な出荷を始めたところでございます。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのう、ええと、これ昨年の12月の時の資料で、ええ、研修会を開催して、ええ、参加者が45名、ええ、そのうち生産者が24名というように、あのう、ありました。ええ、さらにこれが拡大していつている、まあ、あのう、拡大していつて、それがさらに市場等でも評価を受けて、ブランド化できれば私もいうことはない、あのう、申し分ないというふうに思うんですが、やっぱり併せて今あのう、JAあるいは市場、あるいは産直等に出されている農家の方の野菜、これをなんとか、あのう、邑南野菜というネーミングでこう、できれば、ああ、農家の方の参加意識といいます、ええ、意識もこう、意識改革にもつながっていくんじゃないかなという、あのう、気がします。ええ、まあ、この取り組みについてはできるだけ、できるだけ早くこのブランド化の取り組みを進めていただきたいというふうに思います。ええ、そこで、ええ、いわゆる今回示されました、あのう、この企業創業支援ビジョンについて伺いをいたします。ええ、まあ、あのう、これは農林商工、先ほど来ありますように、農林商工等連携ビジョンの実施機関の終了を受けて、それらを分析した上で、新たに計画されたということです。ええ、まあ、このビジョンの目指すところ、まあ、あのう、最初に言いましたが、私も含めて町民の皆さんにも、よく分かるようにご説明をいただきたいと思います。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、起業創業支援ビジョンの目指すところは、とのご質問でございますが、定住人口の確保に向けては、新たな定住人口を呼び込むために、それを支える所得を得る機会を町内で生み出す必要がございます。ええ、邑南町を持続可能な町にするための仕事づくり、ひとづくりを進めていかなければならないと考えております。そこで、これまで進めてまいりました農林商工等連携ビジョンの成果や課題、また、総合戦略の方向性を踏まえ、持続可能な邑南町の実現を仕事づくりの側面から効果的に推進することを目的として、本年4月から平成33年3月までの5年間の計画であります、邑南町起業創業支援ビジョンを本年3月、策定いたしました。このビジョンでは、これまで取り組んできました、食と農に関する起業支援に加え、IT、デザイン、観光、教育、福祉、医療など、邑南町が抱える課題を解決するための起業を目指す、起業家への支援と範囲を拡大していく予定でございます。具体的には、3つの項目を柱としております。方針1では食と農の連携による経済循環の確立。方針2では地域課題の解決を担う社会起業家の輩出。方針3では起業家の成長、発展を支える環境づくりでございます。ええ、基本方針は以上でございますが、次の5年間の具体的施策といたしまして、1つめの柱でございます、食と農の連携による経済循環の確立では、一つには食の学校と農の学校の連携による食と農のブランド化。二つ目には農、食に精通し、観光事業の推進を担うことができる人材の育

成。三つ目には、食と農を活かした外国人観光客誘致の推進。四つ目にハーブ等の地域資源を活かしたヘルスケア等新商品、サービスの開発を施策としております。2つめの柱でございます。地域課題の解決を担う社会起業家の輩出では、ええ、一つ目には里山資本論、藻谷塾の開催、ビジネスモデルの創出について学ぶセミナーの実施。それから社会起業実践塾の開催。それから都市部からの人材誘致。ええ、地域課題解決型のコミュニティビジネスの推進。町内小中学生、矢上高校生を対象としたキャリア教育の推進などを施策としております。ええ、3つめの柱、起業家の成長、発展を支える環境づくりでは、ええ、一つ目には相談窓口機能の整備。ワンストップサービスの窓口を整備。それからこれは5月12日に開設いたしました、邑南町東京PRセンターの設置。それから起業のための貸しデスク等の機能強化。起業、創業、ビジネスマッチングなど、新しい仕事づくりに資する出会い、学びの場の整備。ええ、販路開拓支援。それから事業承継に関する環境整備などを施策としております。これらの施策を着実に実行していくために、専門的な人材配置による新たな推進体制が必要と考えております。そのために情報を一元化、共有できる場としてまち・ひと・しごとプロモーションセンターを整備することといたしております。

●**日野原議員(日野原利郎)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 日野原議員。

●**日野原議員(日野原利郎)** はい、ええ、なるほど分かりました、というわけにやあなかなかいかないところがあるんですが、ええ、ここにも、あのう、冊子にも載っております、あのう、目標、基本目標が目指す姿という中で、あのう、ところで、ええ、タイトルに町内循環型経済システムにより起業、雇用、所得の向上ということで、ええ、あがってまあ、先ほど述べられた基本方針として、1, 2, 3、それぞれ挙げられております。ええ、まあ、あのう、いずれにしてもこの、本ビジョンの推進にあたって、ええ、町民がどのようにかか、いけばよいのか、ああ、かかわることができるのか、ええ、まあ、これまであのう、地道にそれぞれ地域の経済を支えてきた農林業者の方、あるいは商工業者の方々がどうかかわっていけばよいのかなあということで、私なりにいろいろこう読み返してみたんですが、なかなか、あのう、理解できない点があるような気がします。なんとなくその地域おこし協力隊を始めとしたこうUIターン、若者、確かに重要なことなんですが、そういった若者のその人材を育成していくということなんかなあというようにも理解を、まあ、理解ができないかなあという感じがします。で、ちょっと中身的に、質問する項目、むつかしいんですが、あのう、先ほど言われた中で、ええ、例えば、教育、医療、福祉、観光など本町の地域課題を解決するための起業、起業家と、起業家の輩出ということなんですが、例えば、例えばでいいですね、どういったことがあるのかなと思うので、ちょっと、どうしたことを想定しておられるのかなという点についてお教えいただきたいと思います。

●**種商工観光課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 種商工観光課長。

●**種商工観光課長(種文昭)** ええ、先ほど申しました、IT、デザイン、観光、教育、福祉、医療などの分野での起業でございますけども、まあ、今現在具体的なこれという、あのう、はございませんが、ええ、例えばITでございますと、あのう、ネットを活用しましたあのう、ええ、例えば、本日の中国新聞にも出ておりましたけども、ITと農業というかん

じの、起業を目指す、ええ、それからデザインでは例えばそういうデザインの能力のある方が、を、ええ、地域デザインをしてもらうとか、それとか、まあ、観光は観光アドバイザーというふうなことが考えられるというふうに思っております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのう、まあ、例えばITなんか一番みやすいんじゃない、今朝あのう、今朝の新聞にも出ておりました。あのう、これ島根県だったとおも、どっかの町だったとおも、ええ、ITを活用していわゆるどういうんですか、労働日数の軽減をはかるという、ITを活用して、ええ、茶畑の管理を行うというようなのが載った、載っております。まあ、そういったあのう、IT、ITは田舎こそもっともこのう、環境として良い場所なんだというのも載っております。まあ、そういったものもよく分かるんですが、きょう、教育って起業するっていやあなんかなあ、あのう、塾でも開くのかなあという観念しかなかったし(笑)、ええ、医療はなんかなあという、ちょっとそう思ったんで質問をしてみたんですが、まあ、含めて、ええ、そういった起業家をつくり、ちょう、町の経済を、全体を活性化させようという思いは私も理解をいたしたいというように思います。まあ、あのう、最後になりますが、町長に一つお伺いしたいんですが、ええ、昨日の町長の出馬表明の中でこれまでの集大成ということで、あのう、言われました。ええ、出馬したいということと言われました。私もあのう、行政っていうのは、あのう、各部署、各課でそれぞれ、こういろいろな業務をあのう、遂行しておられるんですが、ええ、元来私はすべての業務はやっぱり人口定住対策の一環というのが大きな課題、あのう、重要施策だというように私は理解しております。ええ、またそのためにはやっぱり、ええ、住むためには、ええ、産業振興、これをもっとも欠かせない、まあ、あのう、産業振興して所得は、あのう、増大をはからないと暮らしていけないわけで、やっぱり産業振興は欠かせない課題であるというように考えております。まあ、あのう、ご承知のようにほとんどの町村が、ええ、人口対策に大変苦慮しておられる中で、この邑南町はええ、先ほど来ありますように、人口減少一途であったものが、ええ、一つの明るい方向性が、こう、見えてきたと、社会増につながってきたということは、正にこれまでの石橋町政の成果でもあるというように思いますし、ええ、高く評価できるものだというように考えます。で、そんな中で、まあ、あのう、これまで進められて来た農林商工等連携ビジョン、私はこれはあのう、いわゆるこの農林業者や商工業者が互いに連携をして、ええ、産業振興を図っていくという意味で、ええ、私、非常に期待をあのう、しておりました。まあ、それも一定の成果を得たということで、今度起業創業支援ビジョンというのを立ち上げられたわけですが、ええ、今後町長この支援ビジョンの推進に向けて、ええ、町長どういった思いで進めて行こうとしておられるのかお伺いをしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、今議員がご指摘されましたように、まあ、社会増ということで若い方々も増えているという裏にはやはり何かの仕事についていらっしゃるわけですよ。従って邑南町の強みというのは仕事がないないという田舎にあって、結構仕事はあ

るというふうに私は感じております。で、それも片寄った仕事だけではなくて、いろんな仕事があるということだと思います。それはサービス産業、福祉分野、観光含めて、ええ、農林業、それから製造業等々ですね、やはり吸収されているという実態があるからこそ社会増になっているんだろうと、まあ、いうふうに、まあ、思ってるわけです。で、その中でやはり産業振興ということを考えると、やはり邑南町のこだわっている良いものを、とにかく作って行って、それを地域の中でこう使ってもらう、あるいは外へどんどん打って出る、これは従来から申し上げているように一層やっていかなきゃならない。そのためのいわゆる担い手っていうのは農林課長も言うておりましたように、結構数が増えてきている。あるいは地域おこしも正にそうであろうと思います。やっぱり若い人が増えてないと頭を使った農業、あるいはいろんな仕事おこしはもうできないような状況になっているんじゃないかなあと思ってます。で、まあ、その中で、いわゆる課長、商工観光課長が少し答弁をあずりましたけども、あのう、いわゆるITとかデザインとか観光とか教育とかっていう話があったわけでありましたが、私横で聞いとって、もう少し上手にしゃべってほしいなと思う。やはりあのう、基本方針がですね、1, 2, 3とあるわけですし、まあ、方針1は経済循環、これはその通りだと思いますが、問題は邑南町の場合、社会起業家といわれるところが非常に少ないわけですね。社会起業家という意味は、今困っている課題を生業にしていくことなんです。ここが非常にまだ弱いわけです。ここはやはり若い方々がどんどん入って来ないといい知恵は出てこない。で、例えばっていう話があるわけですが、困ってるっていう話になりますと、昨日の瀧田議員さんのような有害駆除をどうするんだと、もうどんどんそのう、鉄砲を打つ人が減ってるよ、その中にやはり新しい技術、あるいは新しい罫のあり方、あるいは新しいその情報技術を使って場所を特定していくとかですね、そうしたやっぱり、ことが求められている時代でありますから、それが今度は生業となっていくような時代になってくるんじゃないかなあと、まあ、いうふうに思うんです。ええ、デマンドバス等々でも正にそうでありますし、今邑南町がほんとに困っているものを仕事としていくということが、社会起業家の輩出なんですね。それは単に情報だけでいい、あるいはデザインだけでいい、教育だけいいってことではなくて、やっぱり全部関連してくるわけですし、まあ、それをやはりもっともっと研究していく必要があらうということで、今スタートに立ってるわけですね。それをぜひ作っていききたいというふうに思ってます。で、もう一つあのう、特に今までのその仕事づくりで引っ張ってきたのは、観光協会です。正直。で、それはまあ、観光、あるいは食と農に限っての話が大変多かったわけです。それでやはり議員がいつも申されますように、町民とのかかわりはどうなんだと言ったときに、やはりそれは限定的であっただろうし、今も私はそうだろうというように思ってます。例えばやはり香木の森周辺のエリアを中心として考え方ということになれば、やっぱり点でしかないわけですし、それを瑞穂地域、羽須美地域にどう広げていくかっていうことが、観光協会に対する今課題として私はもう、あのう、突きつけているわけでありまして。で、特にそれをやっぱりあのう、なにをやるかということになりますと、今までやってきた強み、ノウハウそれは何かと言いますと、例えばハーブというものがある、ハーブが今結構いろんな6次化で、今商品として売り出されている。じゃあ、その原料はいずれ足らなくなる。じゃそれを例えば景観作物ということも含めて、瑞

穂地域でも羽須美地域でも作ってもらえばこれは非常に今後楽しいことになるんじゃないかなあと。有害駆除も、有害の話もこれは関係ないわけですので、もう少し石見エリアだけではなくて瑞穂、羽須美エリアにも職員は出かけて行って、そういう仕掛けをして欲しい。町民を巻き込んでほしい。そうすれば観光協会のやってることも理解されるし、町民の所得もいずれは上がってくるであろう、そこが足りないよということを、まあ、この間の総会でも申しているわけでございます。いずれにしても、まあ、商工観光課がそういうことを取り仕切るわけでありますので、ええ、いろいろと勉強をしていただきながら、各課をまとめ上げていかなければならない時期になってるんじゃないかなと、まあ、こういうように思っております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(辰田直久) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのう、町長は毎回あのう、非常に誠心誠意、あのう、ご答弁をいただいておりますし、また話し方も非常に上手なんでお聞きすると、なんとなくこう引き込まれそうな、あのう、感じが、まあ、するんですが、まあ、いずれにしても言われたように、この起業創業支援ビジョンというこの推進で仕事づくりが推進されて、さらに所得の向上が図っていかれる、で町の産業を活性化していく、元気になる町というのを今後も期待して、ええ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で日野原議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時29分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(辰田直久) ええ、再開に先立ちまして、町長から行政報告の申し出がございますので、これを許可いたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、それでは自席で報告させていただきます。あのう、今回の議会でも心配いただいておりますホストタウンの件でございますが、昨日閣議が行われ、ええ、正式に邑南町もホストタウンに認定されました。ええ、改めて皆さん方にお礼を申し上げたいと思いますとともに報告をさしていただきたいと思います。ええ、まあ、このことについては、改めて申し上げるんですが、議会の皆さん方のほんとにお一人、お一人のご支援、あるいは実行委員会の皆さん方、そしてまあ、特にあのう、期間も短かった中で、ええ、教育委員会の生涯学習課の能美課長以下、大橋室長以下、まあ、職員もずいぶん頑張ってくれて、ここまでこぎつけたのかなあと、まあ、こういうふうに思っておりますので、やっぱりこれはそれぞれの方々の総合力で、ええ、認定いただいたというふうにまあ、思っております。ええ、で、ええ、昨日閣議が行われて決定をされたわけですが、正式には今日1時から、まあ、新聞発表ということでございましたので、まあ、これまで申し上げることができなかったんですけども、ええ、同時並行ということで今日改めて皆さん方

に報告する次第であります。今回申請があったのが、ええ、83件ございました。そのうち、登録決まったのが47件ということで、まあ、半分は落ちたわけであります。で、最初の第1次の登録で決まったところが44件ございましたので、合わせて現在91件の登録ということになったわけであります。ええ、これはあのう、市や町もそうですけども、県全体で、都道府県単位にはいってるところもございますので、まあ、そういうことでの91件ということでございます。で、あと、あのう、じゃあフィンランドはどうかということを行いますと、あのう、1次ではなかったと思いますし、今回の2次の登録でも、ええ、フィンランド単独でっていうのは邑南町だけでした。で、あと一部、都道府県全体でフィンランドや北欧等々、全体をこう認定されたっていうところが、都道府県ではありませんけども、ええ、フィンランドしかも東京パラリンピックで、ゴールボールで、ということになりますと、まあ、初めてということでございますので、まあ、今後その招致にむけて弾みがつくのかなあと、まあ、こういうふうに思っております。それで後は、まあ、あのう、よく言われることはまだまだ周知が足らんということでございますので、ええ、取りあえず決まったわけありますから、PRも兼ねて町内6箇所にまあ、横断幕、また懸垂幕を掲げたいというふうに思っております。ええ、場所は役場本庁とそれから元気館と羽須美支所。で後は横断幕になりますけども、ええ、後原のそこの浜作の横断歩道橋、それから瑞穂小学校の前の横断歩道と、それから羽須美の場合は口羽に支所がございますので今度は阿須那に横断幕と、まあ、こんな感じで、ええ、少しまあ、PRしていこうかなとこういうふうにも思っておりますし、それからあのう、ホストタウンというのは我々はもう常識語になっておるんですけども、あのう、住民には全く分かりません。で、まあ、今日一般質問があるわけですので、少しは理解していただけるのかなと思っておりますけども、あのう、ホストタウンが決定ということだけではなくて、ホストタウンとは何かということをちょっとこう言葉を添えてですね、横断幕を作りたいと、まあ、こういうふうに思っておりますのでお願いをしたいと、まあ、いうふうに思います。ええ、まあ、じゃあ今後どうするかについては、まあ、亀山議員さんからいろいろご質問があろうかと思えますんで、ええ、そのところでお答えをして、とりあえずまあ、決定のご報告をさせていただきます。ありがとうございました。

●**議長(辰田直久)** ええ、喜ばしい報告がありましたところで、一般質問を再開させていただきます。通告順位第7号亀山議員登壇をお願いいたします。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 12番、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、12番亀山でございます。今日午後一番、一番ねぶたい時期であります。先ほど同僚議員から簡潔に言えよ、ねぶとうないように質問せえよという注意を受けとりますんで、しっかりがんばりたいと思います。まずは先ほど町長から、あのう、報告がありました、ホストタウン構想、あのう、登録おめでとうございます。いろいろ心配しておりましたが、これが決まらん時にはどうするだろうかというような質問も考えておりましたが、それはもうする必要がないようになりました。今後のことについて、また後で質問していきたいと思います。ええ、それでは質問に入りますが、昨日、石橋町長の方から、ええ、今期で3期目12年目を終えるにあたって、次4期目への挑戦への力強

い発表があったわけですが、これまで石橋町長には子育て日本一、あるいはA級グルメといった定住対策を、この日本全国にこの邑南町ここにありということを知らしめていただいたように思います。合併以来、この邑南町という字がどう読むだろうか、なかなか読んでもらえんのじゃなかろうか、いう心配もありましたが、そのお陰で邑南町が北海道からたいがい沖縄まで邑南町という名前が知れたんではないかと思えます。しかしながら昨日の、ええ、町長の発言の中で、今度4期目は集大成として考えると、しかしその中でも様々な課題は承知しているとおっしゃいました。そいでその様々なわずかなことかも知れませんが、町長の頭にある課題と私が申し上げることが一致するかも知れませんが、もしなかったようでしたら、今後こう4期目に対する構想を練っていただくときに考えていただければと思い質問いたします。ええ、昨日の町長の話にもありましたように、邑南町の町の人口は近年、社会増に転じて、あのう、いい傾向だということでありましたが、やはり、自然増は、やはりこうした、あのう、邑南町の人口ピラミッドの構成を見ますと、やはり自然増は今後も続いていくんではないかと思えます。その自然増の中でも過疎化ということでもありますので、これまでの自然増は人口が減るだけでしたが、それによって今独居言いますか、単身の高齢者の方が今度亡くなられた場合は、今度は家に戸が建つ、言いますか、世帯数が減ってくる状態にもなろうかとも思えます。そういった状況の中で、近年、あのう、その空き家いますか、家屋、あるいは田畑、山林等がうまく相続管理されないで不良資産と言われるような形になりかけております。売ろうにも売れない、誰も買い手がいない、そこで町で引き取ってもらえんだろうか、という声も最近では聞くようになりました。まあ、この不動産の適正な管理という見方では、私事ですが、私のことはちょっと棚に上げておきまして、今の適正な管理ができておるかどうか、ということは自信がありませんが、近くでも私の近所でも広島からたびたび帰って来られる方の家のほうがきれいであります。農地もやはりあのう、自分の土地だけをつくっとられる農地のほうが草刈りも徹底して管理という面ではそれが十分に行き届いておりますが、私のことは今日は棚に上げといて、質問をしたいと思えます。ええと、まず管理者が不在の不動産の状況ですが、これを通告しておりますが、ええ、詳細な数値ではなくてもいいんですが、私が今言いましたように、そういった傾向があるのではないかと、または今後懸念されること、そして担当課がどのように認識されておるかを、ええと、通告しております1、2、ええ、農地、山林、家屋についてお伺いします。

●田中農業委員会会長(田中正規) はい。

●議長(辰田直久) 田中農業委員会会長。

●田中農業委員会会長(田中正規) ええ、管理者が不在な農地の状況、対応状況、対応策についてのご質問ですが、農業委員会では管理者不在の農地をすべて問題があるという捉え方ではなくて、その結果十分な管理がなされていないものについて、状況把握していくという考え方を持っております。ええ、農地の利用状況調査を毎年実施しているところでございます。ええ、平成27年度の調査では再生利用可能なA分類が約100ha、1,705筆。ええ、再生が困難なB分類が254ha、6,591筆という結果でございました。A分類の農地については所有者または管理者と思われる方へ、今後の農地の活用方法について、こういった意向を持っておられるかを、調査票を配布し、現在回収をすると

いう作業をしております。その途中でございますが、ええ、意向調査を郵送した結果、約 7. 3 h a、1 2 0 筆については、宛先不明で返送されてきております。まあ、あのう、管理者不在の農地がこれに該当するのかなという思いを持っております。7. 3 h a、1 2 0 筆、まあ、これ途中経過ですが、このものが管理者が不在だろうというふうに思っております。ええ、まあ、ここで問題になるのが A または B 分類に判断されて、なおかつ管理者が不明のものです。周辺に農地を持っておられる方が困っておられても、訴えていく先がないというような状態ですので、時間の経過とともに管理不十分な状況が、周辺に拡大していくといったことが起こっております。農地の保全上非常に大きな問題であるというふうに感じております。なお、所有者が死亡している場合等で、相続人等の所在の調査を実施したにも関わらず、所有者等が把握できない場合は、一定の手続きを経て、農地中間管理機構による利用権の設定を行い、遊休農地の解消は少しでもできるのではないかと考えております。ただし、受け手がおってのお話ですんで、これもまだどうなるかよく分かりませんが、まあ、一つの方法としてはこういうこともあるということでございます。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、管理者が不在の山の状況についてのご質問でございますけれども、ええ、山につきましても、農地と同様な問題がありまして、さらに境界が不明な土地が多くあるために、問題は農地の場合と同様に深刻だというふうに感じておりますけれども、森林法の改正によって、平成 2 4 年 4 月以降の山林の異動については、登記の有無にかかわらず市町村長への届出が必要になりましたので、地籍調査の進捗とともに、所有者情報に関する状況は徐々に改善していくものと期待しております。しかしながら所有者の死亡によって相続人または管理者が、遠い町外の方に移ってしまうというケースは、今後も減少することはないと思われますので、遠いために管理が十分行き届かないという状況の改善は、難しいのではないかとこのように感じております。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** 管理者不在家屋と言った、いわゆる空き家のことと認識しますと、もちろんあのう、再利用可能な空き家というのは、空き家情報として登録物件して、広くあのう、それを利用したい方に広げております。またあのう、それ以外には定期的にまあ、こちらには住んでいないけれども、定期的にこう、帰って草刈り等管理されている空き家もありましょう。それとそれに対してまあ、毎年あのう、税務課が固定資産税納税通知書というのを、まあ、発送しておりますが、この通知書に空き家登録制度と空き家改築事業の制度説明チラシを同封しております。これは町内に家屋があるけれども、管理者いわゆる持ち主は町外に在住している、という方に発送しているわけですが、そうした中で、ええ、まあ、この管理者不在の解消の一助になるのではと期待しているものではありません。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今、農地、山林、家屋についての、状況を知らせていただきましたが、ええとまず 1 番目の農地につきましては、先ほどの答弁で中間管理機構

へその、あのう、管理者が見つからん場合、中間管理機構へいっぺんあずけて、それから検討してもらうことでしたが、これはあんまりあてにならん、あんまりじゃあない、全くたいがい、あてにならんのじゃあないかと思います。それで、ええ、山林についてもこれまでも、あのう、木材価格の低迷等で全然山林に対する関心も、ええ、下がっておって山に皆さんの目が向かない、ということも原因だとも思います。そして、農地につきましては、あのう、町内でも従来の助け合いのコミュニティがしっかりしとるところは、集落でいろいろ調整を図ってやっとなるところ、またはええ、集落営農、農事組合法人等設立して、農地の保全に努められとる優良事例があることは、確かに私も知っておりますが、やはりあのう、他地域もその優良事例にならって、そういったことをしなければならぬのですが、やはり地域の事情で、それができずにやはり行政頼み、農業委員会頼みになる場合があるんじゃないかとも思います。かつて、中間管理機構が設立された時に大変期待しました。そういった預けたいという農地があるんなら、そこが預かってそれから新しい耕作者を見つけてあげましょうという機構だったはずですが、実際には相手、貸す相手がみつからんと機構自体が引き受けませんよというような、そういった状況が現実であります。それと28年度、今年度の機構の予算いいますか、計画を見てみますと、県単位でそういった管理をするとか、あのう、小規模な基盤整備とかをするための基金を造成するというのが当初あったわけですが、そういったことも削除されております。どうも中間管理機構に、期待するところは、あまりできないのかなと思います。昨日の町長さんの答弁でもありましたように、国が考えとることと、この中山間地の現状とか一致していない、ミスマッチ、これをなんとかしていかなと、この耕作放棄地とか遊休農地の問題は解決していかなのかなとも思います。一方では、あのう、田中会長さんの職制分、あのう、農業委員会が守るべき農地法ですが、さっきの農地法の改正によつては農地と名のつくものは耕作者に過言とも言えるような、ええ、管理責務規定を設けました。農地を荒らしてはいけません、それは耕作者の責任ですよということも、改正によつて新たに付け加えられました。それだけ今の国は今ある農地をへしちやあいかなと、その面積ほどは確保するという方針で農地法の改正をされたと思いますが、この中山間地の状況で言いますと、農地の確保よりは農家の確保、経営の確保の方が難しいんですよ。農地は残っても農家がおらんようになるような、そういった状況が私たちの近辺にはあるんじゃないかとも思います。そしてこれが耕作放棄地となる原因のもう一つは、国は米の生産費の、と販売価格の逆ザヤを認めて経営所得安定対策として10aあたり1万5千円を農家に交付しようとして決めましたが、近年半額になり、また近いうち、これもなくなると思います。農家が農業を営んでも儲けが出んという状況で、農地を守るということもこれも無理があろうかとも思います。以前農業委員会の会長さんに提案しました、農地を農地としてではなく、他な利用方法、家庭菜園とか農業を生きがい、農業を楽しみとする農地の使い方に考えていただくことはできんかと質問したことがあります、それもやはり現在の農地法ではちょっと難しいような状況があるんじゃないかとも思います。それと山については先ほど言いましたように山へなかなか目が向かん、その代わり、道路沿いに山がある場合、その立木が道路へかやって車どもめえだときにやあ、その所有者の管理責任が問われる場合があるということ、建設課長のほうからもありました。山はもつとつてもなかなか金にやあならんし、面

倒なことがおいでいうのが現状かとも思います。また老朽家屋については、解体費用がかさむ、その処理を産廃へ持っていくためには大変費用がかかるということでもあります。そういったようなことから、これまで先祖代々大切に管理されてきた、この邑南町の不動産が不良資産として扱われるような、あのう、現状が現れてまいりました。そいでそれを譲り受ける人は、先ほどもありましたように、地元の農家ではなく相続によりますと、町外の、または遠方のその相続人にところへその登記は移るわけであります。農地の管理とは全く縁の遠い方へ所有権が移って、管理が、あのう、できないような状況も生まれております。そこで伺いますが、そういった、あのう、誰が管理するかわからん土地もあるように今ありましたが、町の自主財源であります、固定資産税、これは農地でいうと、かなり金額が低いんで大きなウエイトではないかと思いますが、そういった管理者が不在の場合のこの不動産への課税状況については現在のところどういった状況でしょうか。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、管理者不在地および家屋の課税状況についてのお尋ねでございますが、ええ、議員が言われます、管理者と固定資産税の所有者および納税義務者とは、税法上ちょっと意味が異なって違っております。この事をお断りしたうえでお答えいたします。固定資産税の所有者および納税義務者につきましては、賦課徴収のため調査し賦課徴収を行っております。ほとんどこの方法で賦課徴収ができております。ただし、不在地主又は町外納税者は増加しておりまして、固定資産税の納税義務者のおおむね25%、4分の1が町外納税者でございます。ええ、近年、納税義務者不明のため、賦課徴収が成立しない理由が2つございます。一つは所有者又は相続人が生死不明な場合。ええ、二つ目として、相続人全員が相続放棄し財産を放棄した場合。年間に件数としてはまだ数件でございます。今後相続未登記物件の相続権が、子の代から孫の代に移るに従いまして、件数が増加し、いろいろな問題が発生するというふうには想定しております。現在できる対応策は、相続人がいる場合は所在調査を行い、徹底的な調査に基づいて課税をいたします。相続人がいない場合につきましては、相続財産管理人を選任し財産処分を行います。このような方法で対応をしております。いずれにいたしましても法的知識、人手、時間、予算が必要であり困難な事務処理でございます。ええ、相続未登記物件の問題は全国的な問題でございます。国において抜本的な法整備が必要であると考えますが、現在まで未整備でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、町外の納税者が4分の1であり、また不明とか相続放棄という手続きをとられる方が、やはり邑南町にでもあるということを伺いましたが、その、ええ、相続放棄についてですよね、これは亡くなった日、亡くなったことを知った日から3カ月以内にこの手続きをせんと、その相続の放棄はできんものと、あのう、思いますが、これが邑南町でもあるということは、そういった法的な、あのう、知識があつて財産は自分は要りませんよと言われる方だろうと思います。そいで、それを言った場合、さっきの管財人をして決めた場合、全然その所有者がない場合は、あのう、無主物、主の

ないものとして、国が引き受けるという法律があるんだそうですが、それにならって最近では、あのう、相続あい、相続人がおらんし、引き受けてくれんし、売ろうにも買うてくれんので、町が引き受けてもらえんだろうかと、言われる方があるんですよ。ほいで町のほうにもそういった相談があるかとも思いますが、特に不動産の中でも山林とか宅地、建物はこれは誰でも引き受けられる、どういった法人でも引き受けられますが、農地についてはなかなか農地法の制限があって、だれもがどこの法人が引き受けるというわけにもいきません。私が考えましたのは、地域で言いますと、その地域の財産、不動産の田んぼであるんなら、その集落なり自治会を、ええ、認可団体どがあいうたかいの、ど忘れした、集落が法人格を持つのは、おっ、地縁だった、ごめんなさい、地縁団体が引き受けてもらうと集落の共同の財産になり、集落共同で管理をするいう形でできるのかなとも思いましたが、その地縁団体では農地法上では譲ることができん、所有権を移せんというように聞いております。そういったことで町という自治体では、農地を引き受けることができると思いますが、町としてこういった財産を引き受けて、町が管理するまたは誰かにまた譲り渡すというような手続きをとるお考えはないかどうかをお伺いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、そういうお話は年にいくつか届いております。まあ、また農地につきましては、基本的には持てないものと思っております、公共団体です、ええ、まあ、種々に、あのう、山とかですね、あのう、古い家屋等寄付したいということを書いて来られる方がいらっしゃいますが、基本的には町のほうは、よほどいい物件でない限りはですね、あのう、お断りしております。いうのは、結局いただいてもですね、あのう、後の負担が生じてまいりますので、そうすると負担付寄附となりますので、また皆さま方にお返しをしなくちゃいけないということになりまして、ええ、これはたぶん持てないと思っております、ええ、受付の段階からお断りしております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、よく分かりました。やはり良いものなら受け取るが、あのう、人がほしがらんものは町も引き受けんいうことでさあね。しかしそれには人がほしがらんものでも、税務課としてはそれに課税をしよるんですよ。そいだけ課税するほうの立場でいうと価値のないか、不良資産でも課税はするんだが、ほいで引き取ってください言うたら、悪いものは引き取りませんよ。なんかこれは得て勝手なような感じもしますが、まあ、仕方ないことだと思います。まあ、町が引き受けるとしたら、ええ、かつて合併前に、あのう、石見町が日貫の山崎邸は、これは引き受けられたんだと思いますが、これはまあ、文化財の価値があるとか、そういった考え方からではないかと思えます。まあ、一般的なのう、まあ、農地は無理と言われましたが、山林でも造林がしてええ木がたつとりやあだが、そうでなけにゃあ引き受けん、そいから家屋についても、ええものでなけにゃあ引き取れんということでありまして、まあ、国が最終的には引き受けにゃあいけんいう、その前提として、町としてなんとかならんのかのと思うて、提案してみましたがまずこれは無理でした。ええとそこでですね、町長にお伺いするんですが、まあ、この広い邑南町の町

土でありますが、これが今の農地についてはいろいろ農地法上の制限もあります。しかし、これからどんどん、あのう、空き家が増え、そこから不在地主が増えていって、邑南町の町土が不要資産がどんどんどんどん増えていくような、傾向にあるのではないかと思います。ほいで山林家屋については個々の対応ができるかも知れませんが、まあ、さっきも言うた、地縁団体でそれを受けるにしても農地は無理であります。農地法の定めがあって、この農地法の法の番人とも言われております、農業委員会さんがしっかりそこを握っておられますんで、なかなかあのう、むずかしいことだと思います。しかしですね、農地、とりわけあのう、耕作困難な農地、そこから、現在ももうすでに荒れておる農地については、これはその処分については農業委員会の方でも、対応を考えていただきたいと願う一方で、先ほど言いました邑南町の町土保全、有効活用の観点で町行政として何とかこの問題に、前向きに取り組んでいただくことはできんでしょうか。先ほど町長の答弁の中にもありました、稲が植えられんところ、山の際のほうは、有害鳥獣対策にハーブを植えたりして、別な活用をする方法はないだろうかとも言われました。そういったことで、なんとか考えていただける方法はないだろうかと思います。そいでできれば昔からいうと、自助、共助でこういった個人の資産については解決すべきかも知れませんが、今の世の中、介護保険等いろいろ公で、みましようというような雰囲気になつとる中で、この不良資産について、町としてなんとか考えて、今後町の優良な町土保全のために、対応を考えていただける気はないかどうかを町長のほうに伺います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、たいへん大きな問題だろうというふうに思ってますし、非常に難しい問題を突き付けられておられるなというふうに思ってます。まあ、しかしながらこれはまあ、将来10年、20年後を考えた場合にますますひどくなることは、邑南町だけではなくて、日本全国でこういうことが生じてくるわけでございます。で、やはりここは国に考えてもらうべきことと、やっぱり自治体でやるべきことはある程度整理しながら考えていかなきゃならんと思いますが、基本的にはやっぱりこれは国土でありますので、国土が荒れるっていうことについて言えば、非常にこれは国のですね、今の対応というのが後手に回ってるというふうに、まあ、思っておるわけです。で、答弁でもありましたように、まあ、法整備がついていないわけでございます。で、相変わらず農地法もまあ、そういうことで、ええ、まだなかなか難しいハードルもある。で、それと共にやっぱり財源の問題があると思います。で、やはりここはあのう、私もまあ、全国町村会にも出て、行政委員会に所属しておりますので、こういった話題は実は出ておりません。というのがまあ、不思議な感じを私もするんですが、私もまあ、言っていないから悪いんだけど、これはあのう、やっぱり特にあのう、田舎の大きな課題でありますので、少し行政委員会で取り上げてもらって、国にどういうふうに考えていただくかっていうことをやはり訴えていかなきゃいけない大きな課題だろうというふうにまあ、思っておりますので、そこは今の立場で考えていきたいというふうに、まあ、思います。ええ、それと同時にまあ、財源でありますけども、まあ、昨日も言ったようにあのう、やっぱり根本の問題は、やっぱり山の問題が確かかなりウエイトを占めてるなあと、まあ、こういうふうに思ってるわけ

です。で、山の整備についても林野庁しか今財源をつけてないわけではありますが、ああ、それでは全く足りないわけですし、じゃあどっから持ってくるかといっても、国はどこにもないわけでもあります。従って、まあ、今の方向としては、28年度の税制改正大綱で、ええ、森林環境税というものを創設が決まったわけでもあります。ええ、しかしながら、決まったのは決まったんだけど、じゃあ、いつそれを実施するか、あるいは規模はどれぐらいか、財源として、ということはまだ決まってないわけですし、ええ、これはまあ、あのう、議員連盟も国会議員の中ではずいぶんあるわけですので、これから詰めていくということをお伺いしておりますけども、まあ、早急にこれが具体的に、まあ、実現できるように、森林環境税がやっぱりこれが実現できると非常に大きな山の財源になると思いますので、私もそういう立場から強く要請していきたいなと、まあ、こういうふうに思います。ええ、それと、それは国に対しての話でありますけども、まあ、共助とか公助とか言われる、自助、共助という部分でありますけど、あのう、やはり不在地主あるいは空き家もそうありますけども、ああ、空き家については特措法もできてるわけではありますが、どっちかっていうと、あのう、活用する部分で今結構動きがあるんだろうと思います。今あのう、自治体ごとにあのう、空き家のバンクを持っておると思います。うちもありますけども。あのう、それだけで優良物件っていうのはなかなか見つからないわけですし、ええ、求める側としては。従って今あのう、ぜん、国が指導して、全国での空き家のバンクを作ろうというような動きがどうもあるようでございます。ですから欲しい人はどこでも自分の欲しい空き家が全国ベースで見られるような時代になってくるんじゃないかなあとまあ、思います。あのう、やはりあのう、解体ちゅうのは非常にお金がかかる話でありますので、使えるものは使っていくという方法からやっぱりやっていく必要があるんじゃないかと思えます。ええ、それと共助という面では、今回の12地区で地区別戦略が出ております。で、地区ごとにそれぞれあのう、身近な課題として、ええ、そういう不在の農地や山や空き家、これどういうふうに活用していけばいいのかっていうことで、テーマが挙がってきます。特に今空き家はすべての、おそらくテーマだろうと思ってますし、おっしゃるように地縁団体が受ければ一番いいんでしょうけども、まあ、そういう身近な団体がなんか受けられるように、そしてそれが少しでも、その地域の運営母体にお金が入ってくるようなそんな仕組みづくりというものが、今求められていると思いますので、ええ、地区別戦略をそういう観点から我々も支援をさせていただきながら、と言っても、まあ、法律の問題もあります、相続の問題もあります、非常に難しい問題が様々あるんで、やっぱりこれはあのう、ある意味では職員も入ってではありますけども、今中山間研究センターの客員研究員も今本気でですね動いていただいております。いずれはそういう母体ができるというふうにも聞いておりますので、ええ、少しパワーアップして地区別戦略がこういう課題も含めて前にいくように、まあ、やっていきたいなあと、まあ、こういうふうに、まあ、思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、この不動産はあくまでも個人所有の財産なんで、自助が、あのう、前提かとも思いますが、先ほど町長言われたように共助も含めて、また公助

の面でもいろいろお手伝いいたしますか、そういったええ事例があればすぐあのう、情報で流すとか、そういった法的にもいい方法があればまた情報を流していただきたいと思います。えと、そこでちょっとあのう、通告より順番が変わりましたが、ええと、山が、のことをさっき町長もふれられましたが、この山のことで私は今怒っております。いいすのは、ツキノワグマです。今新聞、テレビ等で報道されとります、このツキノワグマの問題は昨年から、ええ、和田議員も取り上げられたり、いろいろこの出沒があるんで、なんとか県のほうへ働きかけてほしい、県のほうでの対応をお願いしてほしいということをするめておりますが、とうとう秋田県ではクマに襲われて4名が亡くなりました。また他の県でもありました。この前は浜田の町中へ出てきたり、それと今朝のテレビでは浜田、江津で5頭殺処分をしたと言っております。鳥取県においても鳥取県庁の1キロの目と鼻の先で、2頭のクマの目撃があったとも報道されております。それとショッキングなのは、秋田で射殺されたクマを解体してみたら、やっぱり人を食べとったということです。もう前にも言いましたが、被害がないと県はいごいてくれんのですか。人が痛い目にあう、または命を落とさんとこれはいごいてくれんのでしょうか。この問題新聞でもいろいろマスコミでも報道されとります。これについて今町がどういう対応をとられておるかを教えてください。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ツキノワグマの出沒対策についてのご質問でございますけれども、ええ、ご指摘のように、ええ、全国的に出沒のことですとか、痛ましい事故などが起きておまして、ええ、これに対しては、緊急の対応が必要だというふうに考えておりますが、ええ、県のほうで今対応として考え、最近取られた対応としては、昨年の11月ですけれども、人家および通学路付近で農林作物や家畜飼料、残飯等への執着により出沒が繰り返されている場合で、放獣に関しても地元市町の理解が得られない場合には捕獲後殺処分することと、したという今までの対応の変更がなされておりますので、こういったことで、私たちも、ええ、捕獲された個体についてはできるだけ処分していただくようにということをお願いをしているところでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、しかしですね、今の最近、特に目立つと言われるのがイノシシを捕獲するための、その移動の檻へクマが入って、まあ、クマが逃げられるようにいうて穴が開けてあるんで、そこから逃げたという形跡があっちこちの檻であると聞きました。そいからこれまでも町内でそういったクマがあった、見つかった時にはタグをつけて放獣されます。その先放獣された瑞穂で捕まえたクマにタグをつけたのが、石見でまた捕まったりというようなこともあるんだそうです。そいで、さっきも言いますように、県はそういった方針を出しました言われたですが、現場ではやはりクマが入ったら逃がすように、クマを捕っちゃいけないというように、あのう、現場では言われております。クマはほんに山じゃあないですよ。家のつい裏の柿の木までくるんですよ。そいで最近聞きますと、こういったクマは人を恐れるというまで言われとりましたが、鈴をつけ付けて歩いた

ら、それをおわえていくんじゃないかという、そのツキノワグマに詳しい方の専門家でも最近クマの、あのう、様子が変わったと言われとるんですよ。なんとか県のほうへ積極的に働きかけて事故がある前に、うん、対応をとってもらうように、仮に檻に入った分は全部殺処分をできるような許可をとっていただくように、県のほうへお願いしていただけないでしょうか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、捕獲されたツキノワグマの個体を、まあ、全頭処分するにという、あのう、ことができないかというお話なんですけれども、あのう、まあ、ツキノワグマが、あのう、生息数が非常にへっていて、この西中国山地でまあ、あのう、今捕獲ができないという状況になってるということは、まあ、ご存じだと思うんですけれども、まあ、そういったことはあるんですけれども、その時にその捕獲されたクマをどう扱うかという、問題クマの指針というのがありまして、その指針によって、本来この島根県でありますとか、広島県、山口県は対応をしているはず、になっております。しかしながら、ご指摘のように、ええ、島根県でのその捕獲されたクマの処分の状況と広島県、山口県での処分の状況というのは相当開きがございまして、島根のほうは放獣をできるだけする。広島県、山口県ではほとんどが殺処分されていると、こういう状況がございます。そういったこともありますので、私たちも、あのう、この差をですね、ええ、なんか、何とか埋めていただくように、ということでお話ししているところでございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) 石橋町長、今課長は県のほうへいろいろその差があったりするのをお話しているというような状況ですよ。邑南町の最高責任者の町長、町民の生命を守るためにいごいていただけませんか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、クマの問題はここ数年、あのう、邑南町の知事要望として必ず挙げて県の対応は生ぬるいということで言うておりますので、まあ、県は承知はしていると思います。まあ、その中で広島県と違うような対応っていうようなことが、ご指摘だろうと思いますが一層強くですね要請していきたいと思います。で、昨年、一昨年と昨年2ヵ年の個体調査を西中国山地でやっております。広島、山口、島根。でその結果が、ああ、おそらく夏ぐらいには出るんだろうと思います。で、その調査の結果、まあ、いわゆる保護以上に頭数が増えていけば、また対応が少し、どういいますか殺傷、殺すという方向へ少しでもいくのかなあとまあ、いうふうにも思ってるわけで、その、まあ、生育頭数を注目してるわけでありまして。ええ、で、秋田県の場合は去年が非常にあのう、まあ、東北全体で、ええ、山の実が多くて、あのう、子供がたくさん生まれた、まあ、それがために、まあ、母親も結構そのう、養うためにいろいろとうろうろしてるとかいうような話もありますし、まあ、向こうのほうは、あのう、保護にはなってませんで、ドンドン捕っていいということになってるんですけども、山菜取りにどんどんどんどん行って、どうもい

ろいろと事故にあっているようでございます。若干まあ、いろいろ状況は違うようでありますけども。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、これは、明日起こるかも知れません。今晚起こるかも知れませんよ、こりゃあ。怖いことです。そいで私たちが考えるのは、ちょっと言葉はすぎるかも知れませんが、環境省がツキノワグマを保護してます。これは野放しで環境省が飼育しとって、それがゆえに人が襲われるという状態と同じだと思います。環境省の責任はないでしょうか。クマに襲われたら、ああ、気の毒だったのうで、すむんじゃあないですか。町民はそういった状態に今おかれとるということを、また県のほうへも重ねて要望していただきたいと思います。ほいで時間が少なくなりましたんで、次のパラリンピックへ、ええと、移りたいと思いますが、ええ、これは昨日もあのう、このことについての質問がありまして、私が通告しております町民がどういったあのう、利益があるだろうかということを通告しておりましたが、これは昨日の答弁で分かりました。そこでですね、ちょっとまだ皆さんが、あのう、私どもが疑問として投げかけたのは、この度フィンランドへあのう、キャンプ地の招へいのために交流団22名だったと思いますが、で、フィンランドへ行く計画が上がってきます。このことについては、なんで今22名行くんかという話があります。フィンランドへこのキャンプ地を、キャンプ地として邑南町を選んでくださいというだけなら、小人数でもええんじゃあないかという考えがありますが、この22名をこの度フィンランドへ派遣するという、その必要性について説明をいただきたいと思います。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** 議長、番外

●**議長(辰田直久)** 能美生涯学習課長。

●**能美生涯学習課長(能美恭志)** ええ、まずフィンランドとの交流でございますが、これは、パラリンピックキャンプ地誘致実行委員会でフィンランドが交渉国に選ばれた理由の一つがゴールボールというこの強豪国であるということでございます。もう一つの理由が邑南町が目指す日本一の子育て村の理念に合致した世界でも有数の福祉、教育の先進国であるということがあります。フィンランドでは妊産婦の助産師、妊産婦を助産師や保健師がついてアドバイスするネウボラという制度がありますし、また男女共同参画社会が世界でも最も進んだ国の一つでございます。邑南町が目指す子育てしやすい町とは、将来の隣人である子どもたちや若者の視野を広げ、世界へも羽ばたける力を育成し、併せて障がい者及び高齢者が生活しやすいユニバーサルデザインとはなど、フィンランドとの交流を通して学んでいきたいと思っております。で、ご質問のフィンランドへの交渉団、交流団22人についてでございますが、ホストタウン登録にされるには交流ということがキーワードでございます。交渉というよりも交流ということが非常に重要であるということが、内閣府からあのう、指導していただいております。ええ、単なる交渉でなく、ええ、交流を仲立ちとした交流を介した交渉であることが、まあ、重要ということでございますので、ええ、中学生、高校生、そして石見養護学校の生徒さん8名、それに障がい者福祉関係団体や社会福祉協議会、ライオンズクラブなど22人に行っていただきたいというふうに考え

ておるところでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、この度のフィンランドへ行かれることは、あのう、キャンプ地の招へいだけでなしに、交流活動ということでございました。それはこれまで邑南町とフィンランドは関係を全然なかったんで、急にキャンプ地を招へいしたいということで、このフィンランドという名前が挙がったということで、交流実績を早い時期につundかにゃいけんのかなと理解したいと思います。そこで先ほど、これ聞こう思うたんだが、町長がさっきいいんさったけえだが、一次の申請の時には69件あった中で44件が1次で登録された、その中で25件は継続審査ということになったと思うです。それも今度、この度の2次のときに一緒になってこの邑南町もその選考にかかったんだと思いますが、まあ、これまでのその担当課、関係者の努力が、甲斐があつてこの度2次募集でこの採用になったということは誠におめでたいことだと思います。このキャンプ地をスポーツのキャンプ地を招へいするということは、このパラリンピックだけじゃあなしに、これまでもいろいろ調べてみますと、あのう、アジア大会であるとか、いろんな時に各自治体がその外国からそのキャンプ地として、あのう、誘致をして活動したいという前例もあるわけですが、先の全協の時にでも議会の、議員の中から提案のありました、この全体構想が見えんと。そいじゃあ実際このフィンランドの選手を招へいするのに、どのぐらい経費がかかるんだろうかという、そこんところをできるだけ早い時期に、つかんでいただきたいと思います。それはそういったキャンプ地というのは今までやったとこがえっとあるんですが、そういったとこも調べながら、あのう、早めにそのう、総額いいますか、見込みを立てていく必要があるんじゃないかと思います。そこでですね、ええと、その事前キャンプを招へいするときに、成功した例と失敗した例というのが、これは文科省のスポーツ省のほうからの報道でありました。そこで成功した例では、姉妹都市関係にある都市を対象を絞り込んで誘致活動を展開した。それまでに目標を絞ってやった、これは邑南町がこれまでにやってきたところですよ。そこでもう一つあるのは、選手等の滞在費用を受け入れ自治体が負担したというのがありました。成功した例の中に。要はフィンランドから邑南町へキャンプに来てもらうのにその経費については、自治体が全部面倒見ますよというたことだろう思うんですよ。ほいで先ほど発表がありました、ええ、ホストタウン構想はこれが登録されたんで、そういった費用の半分は国が見てくれるとは思いますが、その国が見てくれる費用以外のもの、例えば食費とか何とかもかかる思います。そういったことをすべてこの邑南町が負担して今後あのう、このキャンプ地を招へいしようとしたのかどうか、ああ、するのかどうか。それと関連するんですが、失敗した例の中に、要はその自治体の負担が大変大きいために断念したという自治体もあるそうです。どっかの市では、あのう、ヨット競技をやるのに、その会場を整備せにゃあいけんの、1億の金がかかるということで、市長は進めたい思うたんだが、議会の同意が得られんで断念したということもあります。そいで、とりあえず、今のところは、ええと、これまでお400万あまりと、今度のフィンランドへ行く予算ですが、今後町としてこのう、うう、お、ホストタウン構想が登録されたことで2分の1の補助金なりがある、交付税措置がされるにしても、実際一般財

源として、どの程度今後負担していかなければならないのかということは、早い時期にこれは調べておく必要があるかと思いますがいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、いよいよあのう、ホストタウンが決まったわけですので、まあ、本格的な招致のスタートラインに立ったということでございます。それから何度も申し上げますけども、あのう、フィンランドのゴールボールを招致するというのはきっかけでございます、やっぱり最終目標というのは先進地であるフィンランドとの交流が大事でございますので、そこをまあ、ご理解いただきたいのと、そのための22名だということでございます。で、後そのまあ、ホストタウンに入ったわけですので、財政措置は、特交でまあ、経費2分の1、じゃあこれは出る、これは出ないというのは、今情報を収集中であります。あのう、それをしっかりいただいて、そして全体事業費の中でこれは出る、出ないをはっきりさせて、ほいで議会にまあ、お示しをしていきたいなあとまあ、こういうふうに、まあ、思ってるわけでございます。そういう点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、このキャンプ地の招へいにつきましては、あのう、この邑南町の負担ができるだけ少ないようにということで、競技の種目も、あのう、ゴールボールに絞ったりとか、それと他の例でみますと、そういった招へい活動をするための資料づくりとか、こっちの情報を向こうへ伝えるための資料づくり、あるいはコンサルタント等を、何百万もかけて委託をしてやったという例もありますが、聞きますと、この邑南町、あのう、この対策室では自前でその宣伝活動の資料も作ったりということで、節約、節約しながらされとるということは、あのう、評価するところではあります。まあ、今後まあ、そういったことで、あのう、せっかくこのホストタウン構想が、あのう、認可になったということで、是非フィンランドには予選を勝ち抜いてもろうて、邑南町、ああ、日本へ来てもらわんと、中に失敗例の中に予約はしとったんだが、そこの選手が予選に通らんかったんで大会に出場できんけえ、お流れになったという例もあるんだそうでさあ。まあ、今度フィンランドぜひとも応援して、ぜひ来てもらうようにしたい、していければと思います。それと、ホストタウン構想のその2分の1の補助金以外に、これは国があげて、東京オリンピック、東京パラリンピックを成功させようとしております。いうことは他の各省庁でも、これに関連した交付金事業とか、補助事業等があるように聞いております。これからいろいろこのバリアフリー化とか、それを誘致することに対しての、あのう、整備とかをする上では、そういったこともしっかり調査して、いただけるものは、あのう、いただいて、できるだけ活用していただきたい。例えばこないだの伊勢のサミットがありました。そしたら、あのう、要人がどこを通ってくるか分からんけ、全部道路がようになったいうてきました。昔天皇陛下が来られると道がよくなるんだいうて聞きましたが、こういったことの大会、あのう、キャンプを誘致することで、あのう、施設がようになった、道路がようになったということが、後で皆さんに喜ばれるようになっていただければと思います。

それと、ああ、時間もなくなりましたが、最後をお願いしておきたいのは、このキャンプ地招へいについての目的は、先ほど町長も言われましたキャンプに来てもらうことだけじゃあない、フィンランドになろうて、フィンランドと交流しながら、この邑南町の福祉政策を、ますます進めていかにかいけんのだいうて伺いました。そいでこのパラリンピックというのは、これは身体障がい者のスポーツ大会なんだそうです。そいだけ、身体に障がいがある人が参加するんであるんです。そいで調べましたら、ええと他にもですね、知的障がい者のスポーツ大会、これはパラリンピックとはちょっと性格が違うものであります。知的障がい者のそういった大会もあるんだそうです。スペシャルパラリンピックスというだそうです。それは島根県にもそういった、あのう、会もあったりするんだそうです。将来はそういったところまで、あのう、援助していただけたら、知的障がい者、身体障がい者だけでなしに、障がい者全般に渡ってそれができるようにしていただきたい。それと国交省がメニューに挙げとりますのは、心のバリアフリー化というのを、メニューに挙げとります。一番大事なのはここだろうと思います。特に知的障がい者の方はいろんな会があっても、なかなか閉じこもって参加できんという状況もありますんで、そういったことが将来解消できますように、障がい者と健常者が同じ場で笑顔で過ごせる邑南町となることを祈念しまして、ちょうどですか、あのう、時間となりましたんで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

●議長(辰田直久) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2時15分 休憩 ——

—— 午後 2時30分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第8号、大屋議員登壇をお願いいたします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 8番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、大屋光宏です。よろしくお願いします。今回の一般質問は3点通告をしております。まず、最初に徴収が難しい収入未済金の取り扱いについてです。えと、以前から税金等の滞納につきまして、滞納に関する、提案またはあのう、補助金等を交付する場合滞納していないことを条件に入れる等、徴収についてもっと力を入れて欲しいお願いをしてきました。で、一時期は1億円を超えてましたが、今は大幅に減ってきているんだと思います。ただその滞納されている税金等の中には、もう、あのう、絶対にやっぱ徴収はしなければいけないけれど、ある程度いくら頑張っても徴収が難しいものっていうのも含まれていると思います。で、税金につきましてはそれは、あのう、一定のルールに基づきまして、不納欠損ということで毎年処理がされてきてます。で、そこで今回は、えと、水道料金と下水道使用料について。えと、公営企業会計に移行するのを機に、おな、あのう、税金とおなじように徴収が難しいものにつきましては、一定のルールを設けて債権放棄できるようにすべきではないかと考えますが、町のほうはどのように考えられているか、まず質問をします。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、公共下水道の使用料金の滞納金等のほうから説明させていただきます。ええ、公共下水道使用料の滞納金等は強制徴収公債権として、時効期間が5年であり、地方自治法の規定により、地方税法に準じた滞納処分ができることとされているため、時効が成立した場合は、不納欠損に準じて債権の放棄を実施しています。また、農業集落排水施設使用料及び生活排水施設使用料は、非強制徴収公債権であり、時効期間が5年であること。地方税法に準じた滞納処分はできませんが、時効に対する援用の必要はないため、ええ、時効後は絶対的消滅権も発生します。ええ、公共下水道料金に準じた扱いとしています。続きまして、水道料金の滞納金の扱いですが、水道料金の滞納は私債権であり、民法及び商法の民事法が根拠法令となっております。時効期間は2年、時効に際しては、本人が時効制度を利用する旨の意思表示である、援用行為が必要となるため、徴収が困難な状態であるにも関わらず、10年以上、未収金が残っているのが現状です。しかしながら、受益者負担の公平性を確保する観点からは、安易に債権を消滅させ不能欠損処分として処理することは許されないものと考えています。しかしながら、平成29年4月からの公営企業会計への移行に際しましては、関係条例の整備も行い、時効が成立し、やむを得ない場合は、不納欠損に準じて債権の放棄もできるようにして参りたいと考えています。なお、今後とも水道料金の徴収率の向上には、最大限の努力を努めて参りますので、今後ともご協力とご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、まあ、税金につきましては、強い徴収権をもって、徴収して、差し押さえ等してもそれを超える債権が残って、もうこれ以上は返してもらうことは絶対的に不可能って分かれば、まあ、えと、不納欠損等の処理をするんだと思います。で、今、えと、水道、下水道等話がありましたけど、ちょっと法律の適用がいろいろあって、時効とかにいろんな問題があるんですが、まず基本的に時効が成立するということがあり得ないんじゃないかと思うんです。えと、集落排水等についても時効が成立すればって言われますが、現実には常に督促状等出し続けて2年という時効が成立しない努力をされ続けてきているわけですね。えと、ちょっとすいません、そこを時効というのが成立する可能性があるのか、ないのかを教えてください。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、水道料金については、時効は先ほど言いましたように、援用の行為がない限り、永久に消滅しません。ええ、そういう場合は、ええ、行方不明者とか亡くなられた方とか、連絡が取れなくなってから2年以上が経った場合そういうようなものについては、全く時効が成立しない状況に陥ることになります。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、私債権におきましては、あのう、民法上のものにつきましては、言いましたように、ええ、援用の措置をとらないとですね、時効が成立しないと

いうものがございすけれども、言われました、ええ、それ以外の分につきまして、あのう、督促状を送っとるから、あのう、ないよということはありませんでして、督促状そのものは、あのう、一定の、あのう、決められた納期分につきまして、1カ月以内に、あのう、一度だけ督促状が効果を示しまして、時効の停止を受けます。あとは本人がそのことを了解をしているか、分かっているかという、あのう、ことで、ええ、時効が停止していきます。それ以外でない限りは、ああ、それと一部納付がある場合に、時効停止します。ええ、それ以外の場合については時効の停止はありませんので、ええ、成立をしていく形になっていくと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、まあ、一般的にはなるべく時効が成立しないように、えと、分納してもらおうとかいろいろな努力をして、っていうことになると思います。あのう、最終的に、えと、まあ、水道料金に限ると時効が成立しない、いつまでも債権が残り続けるわけですね。で、ある一定のルールを、ああ、で、その債権を放棄するためには、議会にかけるしかないんだと思います。行方不明であるとか、もう、いくらお金をかけても徴収が不可能であると分かるものについては、何らかのルールを定めて議会にかけて債権を放棄するっていう方法をとるべきではないかなと思うんです。公営企業会計に移った時に、こういう、えと、もう絶対に徴収が難しいものについては、未収金として残り続けるわけですが、実際資産としてある一定金額があるにしても、それは資産と見なしづらい部分があるんだと思います。で、それをまず、まあ、不納欠損か何らかの処理で帳簿から落とす。で、併せて議会にかけて債権をなくす、ルールを作っていく必要があるんじゃないかと思うんです。その点についてお願いします。

●議長(辰田直久) 暫時休憩とします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) よろしいですか、じゃ、再開をいたします。服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) お待たせしました。ええ、水道料金の場合ですね、あのう、まあ、ええ、時効が成立する要件の中には、言いました援用の措置のある場合、あるいはあのう、ええ、誓約書による場合とかですね、ええ、債務者が、まあ、所在不明の場合とかありまして、その者につきましては、特に議会に議決を要しませんけれども、援用の措置をとる場合は、議会の議決が必要となっております。ただ、いずれにしましても、あのう、いろいろな取り決めをするにしても、そういう規定もございすので、ええ、まあ、あのう、何年前ですか、ええ、平成21年、22年ごろだったと思いますが、僕が総務課におったときですけども、一度あのう、私債権条例の案を作りかけたことがあります。そいでまあ、あのう、債権、私債権ですね、あのう、管理につきまして、ええ、今一度またあのう、管理をまた改めで協議をしながら作っていければと思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、質問する順番があつたかとは思いますが、あのう、水道料金っていうのは、えと、まあ、ある一定のルールを設ける、て、止めることができるんだ

と思います。そうすれば、止められた方は、えと、お金を払って再開してもらうか、比較的回収がしやすい。そうすればまあ、あのう、滞納額が累積していく可能性は少ないので数万円以内に収まってくれば、10年とかある一定期間経っても回収できなければ一定のルールをもって、えと、債権放棄していてもいいんじゃないか、あのう、回収の手間と努力と回収金額に比べれば、相手も止められるとか、ペナルティを受けるっていうことで、こういうことは可能じゃないのかなあと思ったんです。あと、水道料金については、えと、止める行為っていうのは、えと、お金をどのくらい納めない、どのくらいの期間納めなかったら止めるっていうルールがありますが、それを教えてください。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、邑南町の水道料金滞納者に対する水道の停止等ですね、これは規則に、の、内規で一応何日前に通告、ええ、し、それでも払っていただけない場合はまた何日後に、ええ、その旨を伝えて、ええ、止めるということになっていますが、現在のところは邑南町でその、ええ、行為を行ったことはありません。で、今後についてはまた、ええ、先ほど議員ご指摘のとおり、ええ、公営企業会計に移行するにあたっては、その旨も、今現在上下水道委員会等で、ええ、検討しておりますので、ええ、今後7月に向けて対応してまいりたいと思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、きちんと納めなければやっぱり強い対応をする、で、それでも納められなかった金額についてはある一定期間徴収するけれど、これ以上無理だっていうところはルールを定めて、債権を放棄していてもいいのかなと思います。あのう、これはあのう、他の保育料もそうですよっていう考えじゃなくて、すい、あのう、水道料金は止めるっていう行為ができるっていうことで、あのう、他は保育料であり、給食料費っていうのは止めるっていう行為ができませんので、やっぱりこうサービスをした分はきちっと徴収していくっていう、徴収を強くしますよっていう姿勢がないと滞納が増えますんで、あのう、水道とか、下水はちょっと違うのかなあと思ってこういう質問をしています。で、ただまあ、町民からみれば、水道と下水と、水道課が集める料金でありながら、で、下水も公共下水とその他でまた扱いが違っていると、それは法律上やむを得ないんですが、何らかのルールで一定のこう、町で条例をもとめ、作れば同じルールで徴収ができて、同じルールで債権放棄できれば一番いいのかなあと思います。で、僕もちょうと、えと、総務課長が答弁されて、どちらが正しいかよく分からないのは、えと、時効が成立する以外で、債権放棄しなければ、僕はこの債権が放棄できないと思ったので、議会にかけたらどうですかっていう話しをしたんですが、まあ、条例等で設置ですむのか、そのへんも含めまして、一度こういう、あのう、仕組みなりを考えていただければと思います。ということで1番の質問は終わります。で、続きまして2番目に、邑南町ブランドの認証制度についての質問です。えと、A級グルメについてですが、A級グルメのことばは農林商工等連携ビジョンの中で使われてきたことばだと思います。で、これにつきましては、えと、昨年度で計画期間が終わり、本年度からは起業創業支援ビジョンということに

なりました。えと、計画が変わったわけですが、A級グルメっていう言葉は今後も使われていくのか。で併せまして、以前A級グルメの認証制度を検討されていましたが、結果的に制度化されていないんだと思います。その検討したが制度化されなかった理由はなんであったのか、併せて質問します。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、A級グルメのことばは今後も使うのかというご質問でございますが、ええ、平成23年3月に邑南町農林商工等連携ビジョンを策定いたしまして、ここでしか味わえない食や体験をA級グルメと称しまして、地域ブランドの構築と関連産業の活性化を実現するため、目標指標、目標数値を定め、ええ、取り組んでまいりました。ええ、今後の5年間は、本年3月に策定いたしました、起業創業支援ビジョンの成果目標起業数10社を目指して取り組んでいく予定としておりますが、従来取り組んできましたA級グルメ構想における、食と農に関する起業は継続して取り組んでいく予定でございます。また、町の第2次総合振興計画でも、A級グルメ構想に基づき基幹産業である農林業を生かした6次産業化やブランド化の取り組みを引き続き推進しますと掲げておりますので、継続してA級グルメのことばは町の食と農のイメージ戦略で活用していく予定でございます。ええ、以前A級グルメの認証制度を検討していたが、制度化されなかった理由とはというご質問ですが、平成25年度に、新潟県南魚沼市で雪国A級グルメを立ち上げられた、雑誌自遊人岩佐編集長を座長に町内の関係者16名により邑南町A級グルメ認定制度研究会を立ち上げ、農林部門、加工品部門、飲食部門の3部門に分けてワーキンググループ会議を6回にわたり開催し、3部門それぞれの認定基準を策定しております。平成26年度からの認定基準の運用を目指しておりましたが、加工品部門、飲食部門では、認定者の選定及び認定基準を数値化することが出来なかったこと、事業者から認定者の主観的判断による認定になるのではないかとのご意見をたくさんいただきまして、現在、認定基準を運用していない状況でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、今後もA級グルメっていうことばは使っていくということだったと思います。あのう、それはあのう、食と農のイメージ戦略でっていうことが基本なんだと思います。で、兼ねてからあのう、A級グルメが分かりにくいっていう中に、その食と農のイメージ戦略のそのイメージとは何かっていうのが分からなかったんだと思います。そのイメージを具体化するために認証制度を一つの方策として採用されてはいかがですかっていうことがあって、こう、検討した経緯があったんだと思います。あのう、今の答えでは、えと、認証制度はできているけど、運用していないだけであるという理解でよろしいですか。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、認定制度の基準は、3部門につきましてできておりますけども、先ほど申しましたように、ええ、認定者の選定あるいは認定基準を数値化するこ

とが、なかなか困難だということで、ええ、現在、ええ、加工品部門、ええ、それから飲食店部門につきましては、ええ、運用を、制度の運用をしております。農林部門も運用はしております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、3番目に改めて作る考えはありませんかっていう質問をしております。あのう、地域ブランドのイメージを保護す、あのう、えと、食と農のブランド化って言われたとおり、やっぱりブランド化すればそれを維持しなければいけないんだと思います。あと、産業振興の方向性、その認証制度っていうのは、それに就いて認証を受けれるっていうことは、ある程度町なり、A級グルメ戦略の方向性を示していることに合致してるかどうかっていうのは一つあるんだと思います。そういう町の産業振興の方向性が明確になっていること。あと、その関係者、まあ、関係機関の不公平感、あのう、今は認証制度がないので、こう町の特産物はこれですよって言ったときに、なぜそれが特産物なのか分からない。だけど認証制度を設けておけば、認証されたものが特産物ですよっていうと一番分かりいいんだと思います。じゃあ、あの人はなってる、この人はなぜ違うの?っていうとその認証の基準に照らして町の方向性と合うから、合わないから、いろんな基準の中でこういうことでやってます、もしくはあなたなぜ認証されてないんですか、うちは申請をしませんっていうのはっきりしたことが分かって、公平感が保てるんだと思います。で、そういう意味でまあ、全国的にもこういう認証制度を設けてブランド化をきちっと進めている自治体も増えている中で、あのう、まあ、質問は改めてとは言いますが、あのう、制度があるんなら今問題となっている点を改善して、改めてこれを運用する考えがあるかどうか教えてください。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) 改めて認証制度を検討する考えはないか、とのご質問でございますが、先ほどお答えいたしましたように、加工品部門、ええ、飲食部門につきましては、ええ、認定基準を数値化することが難しいと考えますし、評価が認定者の主観的判断に左右されるのではないかとという危惧もございますので、加工品部門、飲食部門での認証制度を運用することは困難ではないかというふうに考えております。ええ、それと認定基準でございますけども、ええ、少し、ええ、まあ、幅広く設定してありますので、ええ、すべての加工品あるいは飲食店が該当するとも言える中で手を上げられた方、ところだけを認定するのか、というところもございまして、ええ、運用には慎重にならざるを得ないという状況でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 例えば、あのう、昨日、広島のマツダスタジアムで邑南町のPRをしますって言われて、特産物の販売をしますという時に、課長の答弁で、えと、観光協会が行かれて、町の特産物であるフィナンシェを販売するって言われました。いつからフィナンシェが町の特産物なんですか。それはどんなもんで、なぜ特産物って言えるんですか

て聞かれたら、なんて答えるんですか。例えばこう、町のこういうパンフレットを作っとられて、町の特産物っていう中にいろいろ出てます。町民の方、まあ、僕らもそうです、見て、ああ、これは特産物だねと思うものと、例えばここに牛乳がある、この牛乳はなぜ特産物なのか、以前から邑南町は酪農が盛んで、ブランド名でいうと石見高原牛乳という牛乳がある。その牛乳じゃあなくてなぜこの牛乳が特産物であるのか。こういうものに掲載する時の基準はじゃあ何なのかって聞かれた時に、どのように答えるのか。そういう意味で、あのう、認証制度があればそこに申請をされて認証を受けた物を、こういうものパンフレットに載せていく、役場の庁舎の入り口の特産物の陳列棚に乗せていく、っていうことはできると思うんですが、じゃあこれを見て、うちも載せてくれよって皆言ったときにどうするのか、そういう意味で公平性っていう意味ではやはり認証制度があった方がいいんだと思います。えと、農林振興の方向性っていったとおり、そのまあ、一般的にはハーブ米は載ってますけど、えと、今菌床シイタケも自分たちで、あのう、組合を作って宣伝をして努力をされている、で、白ネギが邑南町も農協が力を入れて特産物である、まあ、多くの人に関わっているっていう認識はあると思います。で、そういうものじゃあない物が取り上げられたとき、それはどういうことなのか。えと、個人で、個々で変わったものを作れば町の特産物なのか。何時も皆さんが食べる物を一生懸命作ってる、生産量が多いものが特産物と言えるのか。そういう意味でやはり基準って必要だと思うんですが、最初の、例えば課長がフィナンシェが町の特産物ですって言われる根拠は何なんですか。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、米粉のフィナンシェがなぜ特産物かというご質問でございますけども、ええ、特に、ええ、特産品として作っておりますので、で、ございますけども、あのう、先ほど申しました、ええ、数値化するのが困難であるということを申し上げましたけども、あのう、すべての特産品がやっぱりそういう、邑南町のA級グルメに該当する特産品であるということになりますので、ええ、もう少しこの件につきましては研究をさせていただきたいというふうに考えとります。

●議長(辰田直久) 暫時休憩。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(辰田直久) 再開をいたします。種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、失礼いたしました。ええ、米粉のフィナンシェでございますけども、ええ、矢上高校生と観光協会で、ええ、新製品を作ったということで、ええ、これが、これだけがあとう、邑南町の特産品というわけではございません。ええ、それであのう、今回のPR活動には、あのう、ええ、これを、あのう、景品として、お渡しするというので、あのう、特産品として売り出すというわけではございません。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、町に関われば、こういう町のパンフレットに載せる、えと、ふるさとフェアのようなどこにあとう、売りに行く。やはりあのう、多額な町費が入り、結果的に宣伝PRにはなるんだと思います。そうすると、基準がある、も

しくはきちっと募集をかけてやる、なんらかのことをしていかないと不公平感というのは絶対に出てくるんだと思います。で、まあ、あちこちいろんなところを見ますと、やはり10項目ぐらいに分けて項目を審査する。まあ、品質であるとか、歴史、伝統、地域に根付いているか、すでに認知度があるか、ということで採用されてます。やはりこう地域に知名度を持って、自分たちが作って特産ですよから、やはり地元ぐらいには知名度を持つ努力は自分たちです、っていう基準を設けながらされてるんだと思います。そっから外に売り出すっていう部分について、町が関わるとか、今はどちらかというと観光協会が関わって作った物に対して、特産としてすべてパンフレットに載ってくるという認識がほとんどなんだと思います。で、そういう意味で、やはりきちっとして認証をしなきゃいけない。まあ、研究されるって言われましたけど、数値化が難しいからていうのであれば、数値化を簡単にするなり、中身を変えて行けばいいと思うんですが、その、あまり前向きではないと思うんですが、まあ、認証制度自体を結局必要と思われるか、思われなかだと思うんです。えと、必要と思われるか、思われなかだだけ教えてください。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、今後の5年間、ええ、起業創業支援ビジョンとして、ええ、食と農に関する起業を継続して取り組んでいくということで、A級グルメ構想も従来どおり取り組んでいくということでございますので、ええ、認定制度につきましてはやはりこれは、あのう、検討する、しなければならないというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 答弁の全般を考えれば必要であるという理解で、になります。よろしいんだと思います。あのう、実は邑南町って今すごくそういう意味で、A級グルメのイメージですごくいいイメージがあります。それがあのう、東京方面に情報発信を続けてこられましたけど、新聞には当然出ますんで、県内、近隣の広島でもいいイメージを持ってもらってます。そのいいイメージが実はどういうイメージかよく分かりにくいです。で、こう、僕も野菜を売りに行ったときに、邑南町だよねって言われたときに、お客さんがどういうイメージを持ったのか、うちの野菜はそのイメージに合致しているのか分かりません。あのう、みんながいいっていうわけじゃなくて、やはりイメージが一致してるかどうかで認証制度って必要だと思います。であのう、勝手に邑南町のいいイメージを使うわけじゃありませんけど、今は産地名を書かなきゃいけないので、島根県なり邑南町て書きます。まあ、お客さんが勝手にイメージを持って買ってくれるかも知れませんが、今ある邑南町のイメージと実際に売られてる野菜のイメージが合致してるかどうか分からない。で、そういう意味ではやはりこうイメージをはっきりさせるためにも認証制度を作って、あのう、売るほうも堂々と売れる仕組み、そのPRするほうも堂々とPRできる仕組みを作っていただければと思います。あのう、まあ、そういうことがないといろいろと問題が起きますよという、あのう、提言だと思ってください。続きまして、あのう、地域おこし協力隊について聞きたいと思います。えと、採用が始まって3年以上経過しましたので、最大で3年の任期が終わった方もかなり出てきました。で、そういう意味では一度

質問してもいいのかなあと思ひまして、時期的なことと思ひまして、今回質問をします。まず、あのう、地域おこし協力隊の現在までの採用人数、それと途中で辞退した方、あと、3年間なり、最大で3年間ですんで、まあ、途中であのう、そこまで行かれなくて辞退をされた方、で最終的に、あのう、邑南町は基本的にはこう集落を支援するとかそういう形じゃあなくて、目的をはっきりして、任期終了後には自分で仕事を作って残れるようになっていうことで、目的をはっきりして採用されてきました。で、食と農ということでされてきましたので、そういう意味では起業した実績はどの程度あるかについて質問します。

●種商工観光課長(種文昭) 番外、

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) まず、地域おこし協力隊員の任期でございますが、ええ、邑南町地域おこし協力隊員設置要綱では、任期は1年間で、1年毎の更新、最長3年まで延長できると規定しております。このことは募集要項にも掲載しております。1年毎の更新でございますので、1年間又は2年間で研修を修了する地域おこし協力隊員もございます。邑南町では平成23年10月から地域おこし協力隊員を委嘱しており、平成23年度から平成28年度までの商工観光課の委嘱人数は合計35名で、現在研修中の21名を除きますと、研修修了者は14名で、うち町内で起業した者が2名、町内で就職した者が2名、町内定住者1名という状況で、計5名が定住しております。定着率は35.7%でございます。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 地域おこし協力隊の制度を活用した農業研修制度おーなんアグサボ隊の実績についてですけれども、平成26年4月から受け入れを開始して、1期生4名。2期生4名。3期生4名の合計12名を受け入れてまいりました。このうち、1期生1名は研修を1年で終了し現在は町外に転出しております、2期生の1名は1年間の研修終了後町内で雇用就農いたしましたので、現在は10名で活動しております。1期生3名につきましては、今年が研修の最終年でございます、現在就農に向けた準備をしているところでございますので、就農の実績はございません。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) アグサボ隊につきましてはまだ3年経ってないということと、あのう、途中で辞退した方が1名で、まあ、雇用就農という形でまあ、農業につかれた方もあるということですけども、えと、まあ、就農実績が出てなければ、こなればなかなか評価はまた難しいのかなと思います。で、反面、えと、耕すシェフであるとか、地域クリエーターとかいう部分につきましては、すでに、えと、任期、3年間が終了した方もかなりあって、そのうち14名で、結果的に起業が2名、就職が2名、あと町内定住が1名ということだと思います。えと、基本的には起業を目的にということとやって来られた中で実績が2名っていうのは、多いのか少ないのか判断が難しいんですが、その、この結果をみて、商工観光課としたら、あと、農林振興課のほうはすみません、除きます。えと、地域、あのう、耕すシェフであるとかの、商工観光課が、あのう、関わってる食と農で、

特にかかわってる部分の地域おこし協力隊については、あのう、起業実績とどのように判断されてるか、評価できるものなのか、問題点があるのか教えてください。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、地域おこし協力隊の活動及び起業実績をどのように評価しているかのご質問でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、これまで、商工観光課が委嘱しておりました地域おこし協力隊は35名で、そのうち研修修了者は14名となっております。研修は最長3年まで継続できますが、委嘱期間は1年単位となっておりますので、ええ、更新する際に定住及び起業の意志を確認しておりますが、1年間の研修成果を自己評価し研修の継続を判断されていることなどから、1年あるいは2年で研修を修了する隊員がこれまでいたと考察しております。しかしながら、研修修了者は14名のうち5名は定着されておりますので、そのうち2名は町内で飲食店を開業し、他の2名は町内の飲食店等に就職をしておりますので、研修成果が出ていると認識しております。また、平成26年度から東京、広島の2校の調理製菓専門学校と協定を行い、専門学校と連携したカリキュラム作成及び指導を行った結果、平成26年度以降の研修修了者4名のうち3名が町内で起業、就職をするなど定着率が高くなっております。更に今後は、起業、就職が飲食店のみにとどまらず、食品加工、農業、福祉施設、給食施設などに広がるよう起業、就労支援に力を注いで、定着率を高め、起業、創業ビジョンの成果目標の達成及び定住者の増加を目指していきたいと考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、えと、まあ、評価をされているという答弁だったと思います。あのう、反面、邑南町はまあ、募集をかけたときに非常にあのう、応募が多い町っていうことであちこちで聞きます。で、それはまあ、食と農に特化している部分、それから最終的に自立するなり、あのう、自分で仕事を作って定着する道筋があるっていう部分だと思います。ただそのことで見れば、えと実際に自分で仕事をされる、起業された方は2名であって、全体の定着数を見ても全国平均からみれば、非常にその同じ町内に残られた方の割合で見ても非常に低い。で、集落支援とか普通のこう、形で採用されてる市町村含めて、全体から見ても実際に自分で仕事を作って定着される、起業される方の割合も非常に低い。何ら評価がされない、難しいと思うんですが、全国平均とかに比べてどのように思われますか。

●種商工観光課長(種文昭) 番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、地域おこし協力隊員の募集でございますけども、ええ、当初耕すシェフを中心に募集を行ってございましたが、ええ、応募者の中にはそういった分野では未経験の方も多くおられたということもございまして、ええ、当初は1年、または2年で研修を修了された方もおられたと。ええ、または自分のやりたいことと違っていたとか、自己都合でやむを得ずに研修を修了されたという方がおられました。ええ、そういったこともございまして、先ほど申しましたように、ええ、平成26年7月、7月には華

調理製菓専門学校と、平成27年3月には酔心調理製菓専門学校と包括的な協定を結びまして、卒業生を受け入れる体制を作りまして、ええ、現在を研修中でございますけども、ええ、それからは定着率は良くなったということで、ええ、全国平均と比べた時には、ああ、現在ではそう高くはないかも知れませんが、今後は定着率が伸びてくるというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、数字だけ見て定着率が低いの見れば、えと、研修の受け入れ態勢、指導内容、今のシステム、最終的に3年間かけて、自分で起業するシステムに問題があるのではないのかなってという見方もあると思います。ただ、今の答弁は今まで来た人が悪かった、能力が低かったであるとか、えと、やる気の問題と言われてます。で、だから今は調理師学校と提携してすでにある程度技術を持っている人でやってますから、定着率は高いですと、見込まれますという話だったと思います。えと、まあ、多額のお金を地域おこし協力隊に使ってます。えと、地域おこし協力隊本人にも給料として出す、で、えと1人当たり、基本的には給料と同額が活動費となってます。今は活動費は委託費として、観光協会を通じてA j i k u r aに行ってるんだと思います。えと、そういう意味でシステムのチェックもしなきゃいけないのかなあと思うんですが、要は人を育てるシステムには今は問題がない、来る人のほうに問題があったという、あのう、判断でよろしいですか。

●種商工観光課長(種文昭) 番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、当初募集しておりました地域おこし協力隊の中には、あのう、そういう、そういった分野では、未経験の方もおられるということで、ええ、なかなか、あのう、目標と、が、途中で変わったというようなこともございまして、ええ、そういった原因もございしますが、あのう、町のほうの受け入れ体制も、あのう、その後、受け入れ体制の悪かったところは改善をいたしまして、ええ、協力隊員が起業、定住できるように体制づくりを務めております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、まあ、悪かった点、改善してきたということなんですが、あのう、具体的にどういうところに問題があって、どういう改善をしてきたかを教えてください。あのう、ちょっと質問がきつくて申しわけないんですが、やはりあのう、来る方は人生がかかっていると思うんです。あのう、経験がなかった、意識が低かったって言われても、ここに来れば3年後には独立できると思って来るような募集をしてきたんだと思います。で、20代なり30代なり3年間をここに掛けてきたのに、やはりこう1年ずつ評価されて、どうですか、って、結果的にやはりこう起業、自分で仕事を起こした実績が少ないということは、これからの人にとってはすごく不安なんだと思います。えと、A級グルメの政策の主体は食と農における、仕事づくり、あのう、自分で仕事をつくる、だから就職実績よりもやはりどれだけ独立したかが大事なんだと思います。で、そこを一番の売り

にしときながら、2件しかないというのは問題じゃあないのか。で、就職にしても就職があるとはいえ、ここまでお金かけて定住して就職するなら、他の施策でもよかった。定住した人もいるわけです。で、地域おこし協力隊でたくさん受け入れた、自分で仕事は作れないよ、じゃあ就職口を紹介します、でもその就職口って邑南町ある程度あるにしても、あのう、無限にあるわけじゃあないんだと思います。あのう、過去から、えと、香木の森の研修制度で大きな問題は就職先がなかったということだだと思います。えと、1年間なりの研修が終わった時点で、みんなできれば同じ仕事をした香木の森に就職したかったけど、毎年採用があるわけじゃあないわけです。運よくそこに勤めれた人はいいですけど、そうじゃなかった人はやむを得ず他の就職口に行くか、よそに行かれるか。で、今回もその地域おこし協力隊の就職先っていうのはA j i k u r aであり、観光協会なんだと思います。実際他のところじゃあない、あのう、町内の他の飲食店じゃあないんだと思います。あのう、就職口にしても、実際にじゃあ、飲食店関係で、あのう、地域おこし協力隊で自分では、えと独立できないと思ったら、観光協会は町内の飲食店を紹介できる、できるのか、自分のところでやっとなら、永久に雇い続けるわけじゃあないわけですね。で、昨年から特にあのう、調理師専門学校を卒業された方を採用されてきました。と10人近くの人数がおられると思います。この人たちを確実に独立するなり、就職させるシステムになってるかどうか。で、どこの専門学校も自分のとこの生徒集めに一生懸命です。就職先をきちんと提供しなければ、学校の存続の問題になってます。で、そういう意味で、邑南町は受け入れていただけたということですので感謝されていると思います。ただ、その送り出した生徒がその先どうなるのか、きちんと独立できるのか、就職先をまたきちっとしてもらえるのかっていうのは、大きな関心ごとで、これが将来的に辞退して、いやあどっか帰られましたなら、えと、続けてこういうふうに人を送ってもらえないかも知れない。そういう意味ではほんとにこの、今のシステムは大丈夫なのかっていうのはあると思います。ということで、やはり、毎年なり、どういう改善をしてきて、どうなってるのかっていうのはきちっと教えていただきたいと思うんですが、その点をお願いします。

●種商工観光課長(種文昭) 番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、議員おっしゃられるように、ええ、地域おこし協力隊員として邑南町へ応募される方は、ええ、起業を目指しておられる方がほとんどでございます。ええ、委嘱状の交付に際しましては、ああ、研修終了後は起業、あるいは定住を目指してほしいことは伝えております。ええ、そのために町としたしましては、充実した研修メニューを用意している他に、ええ、起業される場合は起業支援補助金、それから就職の支援、それから生活の支援を行っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、充実した研修内容ということで、一番の問題点は地域とのかかわりがどの程度あるのかなあと思うんです。えと、農業関係のアグサポ隊は、まあ、議会も具体的に聞くわけじゃあないですけど、1年目は自分たちのところで研修、で、2年目は方向性を定めて、その地域に出てある程度こう法人なり、農家のところに、さんの

ところに行って研修を受けたり、地域とかかわって行って、3年目は独立の準備をしていく、という説明を受けてます。えと、耕すシェフは1年目はどういうことをする、2年目はどういう目的をもって、3年目は起業にむけてどういうことをされているか、地域とどういうふうにかかわっているかを教えてください。

●議長(辰田直久) 暫時休憩いたします。

●議長(辰田直久) 再開をいたします。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、研修の内容でございますけども、ええ、1年目、2年目につきましては、ああ、ええ、農業実習、それからレストランでの実習、あるいはA級グルメについての学習、それからあのう、ええ、プロフェッショナル講座と言いまして、ええ、シェフからの講座を受ける等の学習をいたしまして、ええ、町といたしましては年3回の面談を行っておりますので、研修の中で、ええ、本人のやりたいこと等を聞いて、それにあった研修を進めているということで、3年目には起業に向けての準備をしているという研修内容でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、今回邑南町ブランドの認証制度についてと地域おこし協力隊を、まあ、関連づけたわけじゃあないですが、たまたまあのう、続けて質問をしました。で、あのう、認証制度がきちっとしてないから関わりにくいといったとおり、そのA級グルメ構想に住民、町民がどのように関わっていいかわからない。で、最終的にその農業っていうのはやはり地域の協力ができないということで、ある程度地域に根差した研修制度を取り入れられているんだと思います。で、反面、あのう、耕すシェフ等につきましてはなかなか地域との接点がないんだと思います。えと、住民も関わる機会がないですし、例えば研修として町内の飲食店に出て行くわけじゃあないです。で、そういう中でどうやって起業するのか、で、そう思うと反対にあのう、集落等に入っていたほう、人、あのう、普通の集落支援で来られた方が、自分たちでその地域の問題を見つけて、それを仕事に、必要なことを仕事にする、常に地域とかかわってますので、3年経っても帰らない人も多いです。仕事がなくても何とかして残ってあげたいと思う人が多いんだと思います。で、それらと比べたらこれだけPRをしてきて、評価も高かったのに実態は非常に問題じゃあないのかなあというのが、今の見えてくる部分なんです。で、そういうことをふまえて、やはりこう問題であったところはこういうふうに変更してきた、していくのかっていうのを、きちっとしてこない、今おられる方も不安かも知れない。まあ、社会的な評価、地域的な評価っていうのもなかなか評価されなくて、ますますこう起業がむずかしいんだと思います。あのう、観光協会全般の仕事が地域とのかかわりが少ないんだと思います。あのう、町長が言われたとおり、例えばハーブがこれから需要が見込まれれば、えと、地域がこう限定されて関わりが少ないからもっと広げて行けばいいって言われても、それだけの能力がほんとうに観光協会にあるのかが問われるんだと思います。アイデアを形にきちんとできるのか、そういう意味ではもっと地域とのかかわりを大事

にしてほしいと思うんですが、あのう、町長でも担当課長でもいいですが、その地域とのかかわりは今十分であると思われるのか、そのへんを直していかないと起業が難しいという、起業、あのう、支援を行っても難しいんじゃないかなと思うんですが、そのへんをどのような認識、改善する必要があるかどうかについて、あのう、これ最後の質問でお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) すいません、課長がまだ新人なものですから、あのう、まだ勉強中ということでご勘弁いただきたいと思いますが、あのう、まあ、耕すシェフのやはり最初の目的は、邑南町でこだわった農産物をどう邑南町のいいイメージに変えていくかということで、まあ、6次化の中から調理という形でやってるわけです。それが一つの大きな目的で、ええ、したがってそういう部分に担い手がいなかった部分を都会から呼び込んで、ええ、一流のシェフにまあ、3年間、最長ですね、育てて行こうということです。で、それが必ずしも町内に起業するか、あるいは自分の地元へ帰って起業するか、まあ、それはいろいろそのう、Aさん、Bさん、Cさん思いがあるでしょう。でも邑南町で過ごした3年間というのは非常に彼にとってプラスになる、それが日本全体にとってはプラスになるし、地域おこし協力隊制度にも叶うわけです。ですから必ずしも定着率がいくらだから、これはどうなんだ、こうなんだという議論だけでは、私はないだろうというふうに、まあ、思ってます。まあ、そういう意味では、この何年かに渡って、ええ、結構そのA級グルメっていう話しは出てきてるわけです。話題性については出てきているわけ。それとあと地域おこし、ええと地域とのかかわり合いですけども、ええ、まだまだあのう、おっしゃるように地域の関わりは少ないんですけども、ようやくここにきて、例えば移動のキッチンカーみたいなものが出だして、ええ、そして瑞穂でも、羽須美でもそれが動いてて、そしてそこで、ああ、こんなことやってるんだねっという認知が徐々にこうされてきてる。やっぱり動いてなんぼの世界でございますので、ええ、まあ、ハーブの話もさしてもらいたけども、まあ、出向いて、で、感謝されるってことが観光協会の職員のやっぱり生きがいにつながらなきゃならないわけですので、まあ、そこをすっぱく言ってるわけでございます。まあ、行動する観光協会でなきゃいけないし、地域に感謝される観光協会でなきゃならないし、地域をいかに巻き込むかってことが、一番今後求められるだろうというふうにまあ、思っておりますので、まあ、今後ぜひあのう、叱咤激励をいただきたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(辰田直久) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、みんなやはり注目されるものですから、かかわりたいんだと思います。あのう、認証制度があればもっとかかわれるのかも知れないですし、その来てもらえればかかわりが増えるのかも知れない。まあ、かかわり方を増やすっていう意味でいろいろ研究をしていただければと思います。あのう、まあ、地域おこし協力隊の評価っていうのは、必ずしもここで起業でなくてもって言われました。ただ、あのう、課長の答弁の中でまあ、えと、辞退とか出られた方がよそで起業されてるよっっていう話が

なかったので、そういう方も中にはおられるのかも知れないです。そういうのを含めて評価っていうことであれば、そういう評価の仕方できちっとまた数字を出してもらえればと思います。以上を持ちまして質問を終わります。ありがとうございました。

●**議長(辰田直久)** 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

—— 午後 3時34分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員